

令和 8年 4月

# 事業所税の手引

広島市

# 目 次

ページ

## 第1章 事業所税の概要

1 事業所税とは	1
2 事業所税の用途	1
3 事業所税の課税団体	1
4 事業所税のしくみ	2
申告のフローチャート	3

## 第2章 事業所税の内容

1 課税客体	5
(1) 事業所等とは	5
(2) 事業とは	5
(3) 事業所等には該当しないものの例	5
2 納税義務者	5
(1) 貸ビル等の場合	5
(2) 共同事業の場合	6
(3) 実質課税の原則	6
(4) 委託事業に係る納税義務者	6
3 税率	6
4 免税点	6
(1) 資産割	6
(2) 従業者割	7
5 課税標準	8
(1) 資産割	8
(2) 従業者割	11
6 非課税	13
7 課税標準の特例	13
8 税額計算	14
(1) 資産割額	14
(2) 従業者割額	14
(3) 事業所税額	14
9 減 免	14
10 特殊関係者に係るみなし共同事業	15
(1) 課税標準及び免税点の取扱い	15
(2) 特殊関係者の範囲	15
(3) 事例	16

## 第3章 事業所税の申告と納付

1 申告	18
(1) 申告義務者	18
(2) 申告期限	18
(3) 申告方法	18

(4)提出先	19
<b>2 納付</b>	19
(1)納付期限	19
(2)納付方法	19
<b>3 期限後申告・修正申告・更正の請求</b>	20
(1)期限後申告	20
(2)修正申告	20
(3)更正の請求	20
<b>4 加算金</b>	20
(1)過少申告加算金	20
(2)不申告加算金	20
(3)重加算金	21
(4)加算金の加重措置	21
<b>第4章 非課税対象施設</b>	22
<b>第5章 課税標準の特例対象施設</b>	31
<b>第6章 減免対象施設</b>	38
<b>申告書の記載例</b>	41
事業所税申告書	43
(別表1)事業所等明細書	45
(別表2)非課税明細書	47
(別表3)課税標準の特例明細書	49
(別表4)共用部分の計算書	51
事業所税修正申告書	53
<b>様式</b>	
事業所税に係る減免申請書	55
みなし共同事業に係る明細書	57
事業所用家屋の貸付申告書	60

### 凡 例

この事業所税の手引において、根拠法令名は、次のとおり略号をもって示しています。

- |   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 地方税法                       | 法  |
| 2 | 地方税法施行令                    | 令  |
| 3 | 地方税法施行規則                   | 規則 |
| 4 | 広島市市税条例                    | 条例 |
| 5 | 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係） | 通知 |

令和8年4月現在の法令等に基づいて、本手引を作成しております。

# 第 1 章 事業所税の概要

## 1 事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる目的で昭和 50 年に創設された目的税であり、広島市を含む指定都市等が課税団体となっています。

この事業所税は、これらの指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行う企業活動との間に受益関係があることに着目して、一定規模以上の事業を営む法人又は個人に課税されます。

(法第 701 条の 30)

## 2 事業所税の用途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その用途は、道路・公園などの施設の整備事業に限られています。(法第 701 条の 73)

なお、本市においては、道路橋りょう整備、街路整備及び下水道整備に係る費用に充てています。

## 3 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体となる指定都市等は次の 77 団体です。(令和 8 年 1 月 1 日現在)

(1) 東京都(特別区の区域に限ります。)(法第 735 条)

(2) 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 【20 市】

札幌市 仙台市 新潟市 千葉市 さいたま市 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市  
名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 **広島市** 北九州市 福岡市 熊本市

(3) 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地を有する市 【3 市】

川口市 武蔵野市 三鷹市

(4) 近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域を有する市 【5 市】

守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市

(5) 人口 30 万人以上で政令で指定する市 【48 市】

旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市 所沢市  
越谷市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市 富山市  
金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市 四日市市 大津市  
豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市  
高松市 松山市 高知市 久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

(法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号、令 56 条の 15)

#### 4 事業所税のしくみ

納税義務者	広島市内の事業所等で事業を行う法人又は個人 (P. 5~6)		
課税標準	資産割	法人	事業年度の末日現在における事業所床面積 (P. 8~11) (借家も含みます。)
		個人	前年の12月31日現在における事業所床面積 (P. 8~11) (借家も含みます。)
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額 (P. 11~13)
		個人	前年中に支払われた従業者給与総額 (P. 11~13)
税率	資産割	事業所床面積 1㎡につき 600円 (P. 6)	
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25 (P. 6)	
免税点 (注1)	資産割	市内の各事業所等に係る事業所床面積 (非課税の適用を受ける事業所床面積は除きます。)の合計が1,000㎡以下の場合には課税されません。(P. 6~7)	
	従業者割	市内の各事業所等の従業者数 (非課税の適用に係る従業者は除きます。)の合計が100人以下の場合には課税されません。(P. 7~8)	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内 (P. 18~19)	
	個人	3月15日まで (P. 18~19) (注2)	

- ・ 非課税…………… 公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設、路外駐車場等の公共性が高く都市機能上必要とされる施設、勤労者の福利厚生施設、消防・防災用設備で一定のものなどは、非課税とされています。(P. 13、22~30)
- ・ 課税標準の特例… 協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫、公害防止施設、ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で一定のものなどは、課税標準の特例により税負担が軽減されます。(P. 13、31~37)

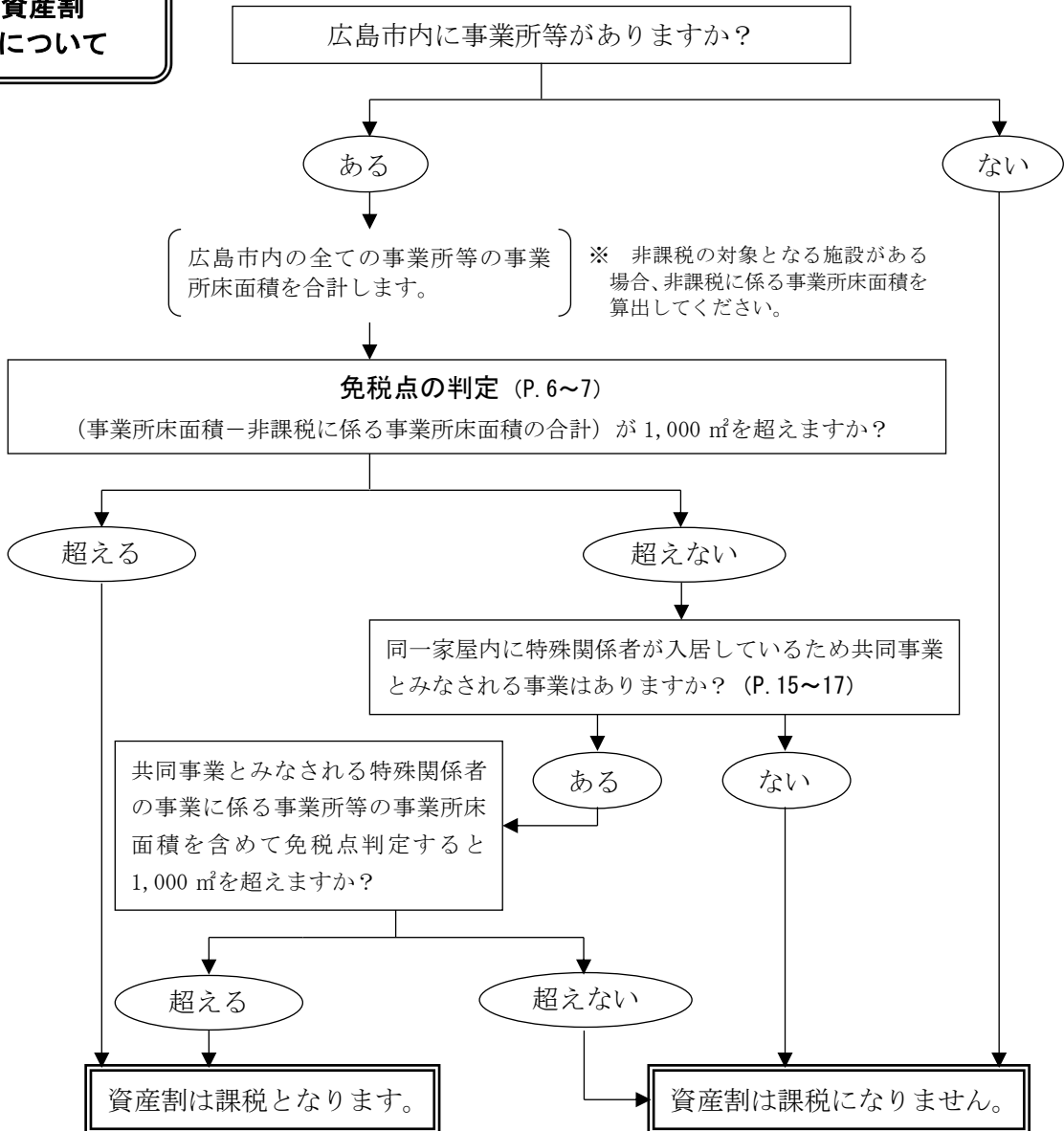
(注1) 免税点以下で納付すべき事業所税がない場合でも、次の①から③のいずれかに該当する場合は、申告していただく必要があります。(P. 18)

- ① 前事業年度又は前年に納付すべき事業所税額があった場合
- ② 広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積 (非課税床面積を含む) の合計が800㎡を超える場合
- ③ 広島市内に所在する各事業所等の従業者数 (非課税従業者数を含む) の合計が80人を超える場合

(注2) 年の中途中で事業を廃止した場合は当該廃止の日より1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4月以内となります。

## ～ 申告のフローチャート ～

◎ 資産割  
について



※ ただし、資産割が課税にならない場合でも、広島市内に所在する事業所床面積の合計が 800. m<sup>2</sup> を超えるとき等には、申告していただく必要があります。(P. 18)

次の算式で課税標準となる事業所床面積を算出します。

$$\text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{控除事業所床面積}^{\text{注1}}$$

注1 控除事業所床面積は、課税標準の特例の対象となる施設に係る事業所床面積に控除割合を乗じて算出します。

注2 課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止した事業所等がある場合、新設又は廃止の区分に応じて月割計算を行ってください。(P. 9~11)

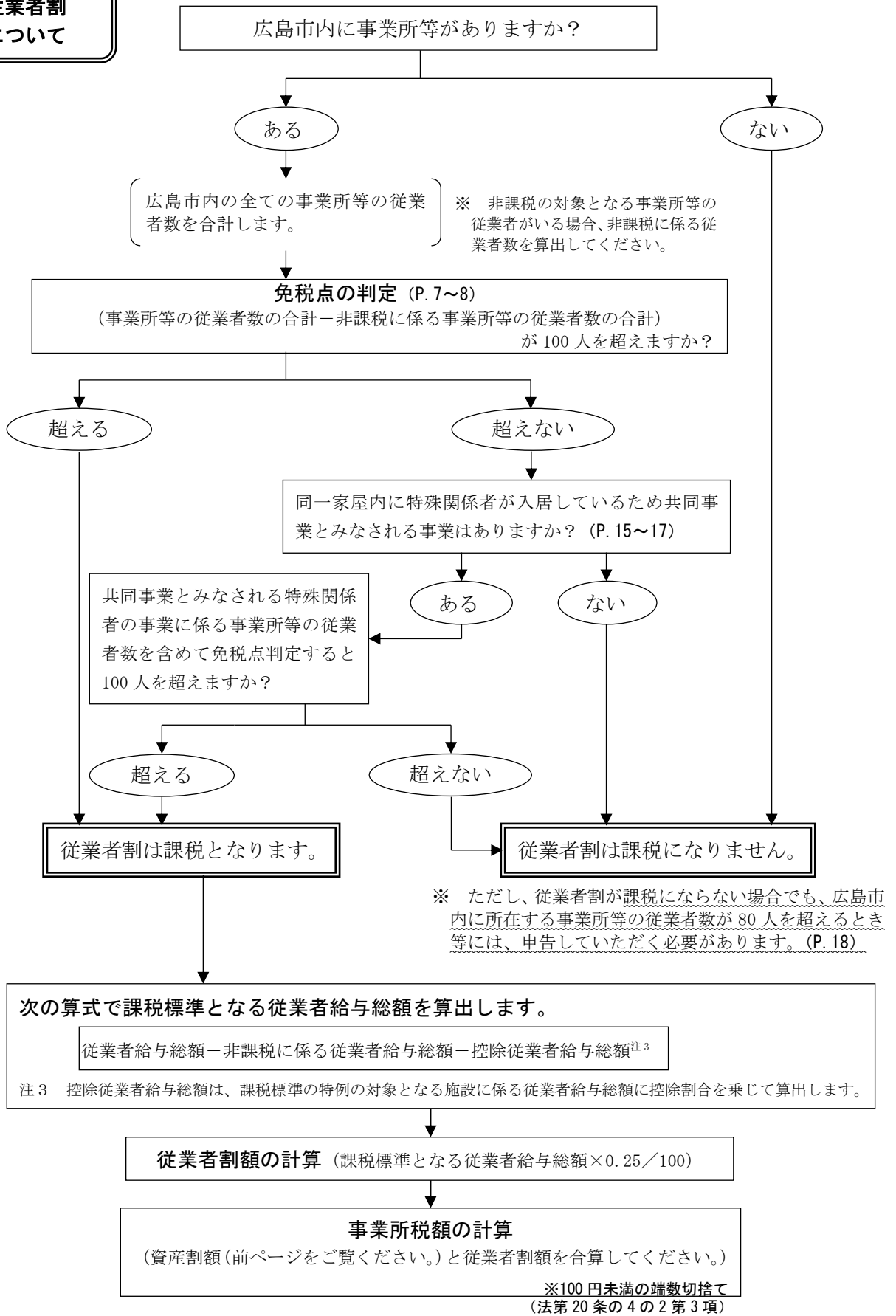
資産割額の計算 (課税標準となる事業所床面積×600円)

**事業所税額の計算**

(資産割額と従業者割額(次ページをご覧ください。)を合算してください。)

※100円未満の端数切捨て  
(法第20条の4の2第3項)

◎ 従業者割  
について



## 第2章 事業所税の内容

### 1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。  
(法第701条の32第1項)

#### (1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設置された人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場などのほか、これらに付属する倉庫（無人倉庫を含みます。）なども事業所等の範囲に入ります。

#### (2) 事業とは

物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る全ての経済活動をいいます。また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の区域内で行われるものをいうほか、その区域外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

#### (3) 事業所等には該当しないものの例

- ・ 社宅、社員寮等人の居住の用に供する性格が強いもの
- ・ 設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等
- ・ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のもの
- ・ モデルハウス等商品見本の性格が強いもの（モデルハウス等の一部を事務所等として使用する場合は、当該事務所等の部分のみが事業所等に該当します。）

### 2 納税義務者

納税義務者は、広島市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。  
(法第701条の32第1項)

#### (1) 貸ビル等の場合

貸ビル等の所有者ではなく、現にそこで事業を行っている者（貸ビル等を借りて事業を行っている者）が納税義務者となるため、貸ビル等の貸主は、その貸付部分（空室を含みます。）についての納税義務者になりません。

ただし、貸しビル等の貸主がビルの管理を行っている場合、ビルの管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は当該貸主が納税義務者となります。

なお、貸ビル等の貸主は、「事業所用家屋の貸付申告書」（P. 60～63）を提出する必要があります。

(法第701条の52第2項、条例第123条の10、通知(4)ア)

## (2) 共同事業の場合

二以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。

(法第 10 条の 2)

## (3) 実質課税の原則

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っている場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(法第 701 条の 33)

## (4) 委託事業に係る納税義務者

委託事業の場合は、実際に事業を行っている者が納税義務者となります。その際、委託契約の内容（業務委託契約・経営委託契約）や賃貸借契約の内容等を踏まえて、実際に事業を行っている者を判断していただく必要があります（判断が難しい場合はご相談ください）。

## 3 税率

資産割 事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円

従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25

(法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号、同第 3 号) (法第 701 条の 42)

## 4 免税点

資産割 市内の各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の場合、資産割は課税されません。

従業者割 市内の各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合、従業者割は課税されません。

(法第 701 条の 43)

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割のそれぞれごとに行い、免税点を超える場合には、資産割又は従業者割が課税されます。

### (1) 資産割

課税標準の算定期間の末日の現況において、市内の各事業所等に係る事業所床面積の合計が、1,000 m<sup>2</sup>以下の場合、資産割は課税されません（算定期間末日の廃止の場合は事業所床面積に含まれます）。

なお、免税点の判定に際しては、非課税床面積（P.13「6 非課税」参照）は含まれません。

ただし、課税標準の特例床面積（P.13「7 課税標準の特例」参照）及び減免に係る床面積（P.14「9 減免」参照）は含まれます。

〔例〕 事業所床面積 1,700 m<sup>2</sup>、非課税に係る事業所床面積 300 m<sup>2</sup>、  
課税標準の特例による控除事業所床面積 600 m<sup>2</sup> (1200 m<sup>2</sup> × 1/2) の場合

$$\begin{array}{ll}
 \text{免税点判定} & 1,700 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 = 1,400 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2 \cdots \text{免税点超} \\
 \text{課税標準} & 1,700 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 - 600 \text{ m}^2 = 800 \text{ m}^2 \\
 \text{資産割額} & 800 \text{ m}^2 \times \underline{600 \text{ 円}} = 480,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

※免税点を超えるので課税となり、税率を乗じます。

## (2) 従業者割

課税標準の算定期間の末日の現況において、非課税従業者数を除いた（P.13「6 非課税」参照）市内の各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下 の場合は、従業者割は課税されません（算定期間末日の退職者は従業者数に含まれます。）。

なお、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者数のうち最大である月の従業者数が、最小である月の従業者数に2を乗じて得た数を超える事業所等（課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は除きます。）については、次の算式によって算出した数をもって課税標準の算定期間の末日現在の従業者数とみなすこととされています。（法第701条の43第4項、令第56条の73第1項）

課税標準の算定期間の 末日の従業者数	=	$\frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者数の合計}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$
-----------------------	---	---

なお、従業者割の取扱いについては、下表も参考にしてください。

従業者		免税点の判定	課税標準の算定
日々雇用等の臨時の従業員		従業者数に含める。	従業者給与総額に含める。
パートタイマー（注1）		従業者数に含めない。	
65歳以上の者（役員を除く）		従業者数に含めない。	従業者給与総額に含めない。
障害者（役員を除く）			
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者数に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	無給の役員	従業者数に含めない。	/
	非常勤の役員	従業者数に含める。	従業者給与総額に含める。
出向社員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者数に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。
	出向先が出向元に給与相当分支払う場合	出向先の従業者数に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部ずつ給与を負担しあう場合	主たる給与を支払う方の従業者数に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
労働者派遣法に基づく派遣社員（注2）		派遣元の従業者数に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。
外国又は広島市外に派遣又は長期出張（注3）している者		従業者数に含めない。	従業者給与総額に含めない。
休職中の従業者		給与等の支払を受けなかった場合を除き、従業者数に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者数に含めない。	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。

(注1) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定します。一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者で、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。

また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者」とは、就業規則等で定められた1週間の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満である者をいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。

例えば、正規従業者の1週間の所定労働時間が40時間の場合、1週間の所定労働時間が30時間未満の従業者は相当短時間の勤務をする者となります。

(注2) 「労働者派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

(注3) 「長期出張」とは、課税標準の算定期間を超えて出張しているものをいいます。

## 5 課税標準

資産割 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積

従業者割 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額

(法第701条の40第1項)

事業所税は、資産割と従業者割の合算額によって課税されますが、その課税標準は次の(1)及び(2)のとおりです。

(法第701条の32第1項)

なお、課税標準の算定期間とは、法人の事業の場合は事業年度、個人の事業の場合は個人に係る課税期間（年の中途において事業を開始又は廃止した場合を除き、その年の1月1日から12月31日までの期間）をいいます。

(法第701条の31第1項第7号、同第8号)

### (1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積の合計です。

なお、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の事業所床面積については、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を12で除し、その月数を乗じて得た面積となります。

また、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月としてください。

(法第701条の40第3項)

〔例〕 課税標準の算定期間が4月1日から翌年1月31日までの場合

⇒ 算定期間の月数は10か月となる

課税標準の算定期間が4月1日から翌年1月20日までの場合

9月と20日 ⇒ 算定期間の月数は10か月となる

1か月に満たないため、これを1か月とする

① 事業所床面積 (法第 701 条の 31 第 1 項第 4 号、令第 56 条の 16)

事業所床面積とは、事業所用家屋<sup>(注)</sup>の延べ床面積とされています。

ただし、事業所用家屋<sup>(注)</sup>に専ら事業所等の用に供する部分(以下「専用部分」といいます。)に係る共同の用に供する部分(以下「共用部分」といいます。)がある場合の事業所床面積については、次により算出してください。

$$\text{事業所床面積} = \text{専用部分の床面積} + \left[ \frac{\text{共用部分の床面積の合計}}{\text{専用部分の床面積の合計}} \times \text{自らの専用部分の床面積} \right]$$

算出した事業所床面積に 1 m<sup>2</sup>の 100 分の 1 未満の端数がある場合、その端数は切り捨ててください。

(注) 事業所用家屋について(法第 701 条の 31 第 1 項第 6 号)

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供しているものをいいます。

ここでいう家屋とは、登記簿に登記されているもの及び未登記のものであっても不動産登記法上家屋として登記の対象となり得るものをいいます。

〔例〕専用部分(A、B、C、D、E及びF)、共用部分(廊下G)であり、自らはAを事務所としている場合



事務所Aに係る事業所床面積は、専用部分(A) + 共用部分の按分となります。

共用部分の按分は次の式によります。

$$G \times \frac{A}{A+B+C+D+E+F}$$

◎ 事業所床面積に共用部分がある場合は、「共用部分の計算書(第 44 号様式別表 4)」の提出が必要となります。「申告書の記載例」(P. 51~52)を参考に記載してください。

② 課税標準の算定期間の中途<sup>(注1)</sup>において新設又は廃止をした場合の取扱い

(法第 701 条の 40 第 2 項)

課税標準の算定期間の中途<sup>(注1)</sup>において新設又は廃止した事業所等において行う事業に対する資産割の課税標準は、次により算出します。

※ 算出した事業所床面積に 1 m<sup>2</sup>の 100 分の 1 未満の端数がある場合、その端数は切り捨ててください。

ア 課税標準の算定期間の中途<sup>(注1)</sup>において新設された事業所等

$$\text{課税標準の算定期間の末日} \times \frac{\text{新設の日} \text{の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

〔例〕課税標準の算定期間が4月1日から翌年3月31日までの法人が、課税標準の算定期間中の5月15日に事業所等(1,500㎡)を新設した場合

→ 「新設の日の属する月(5月)の翌月である6月」から「課税標準の算定期間の末日の属する月である翌年3月までの月数」は10か月であり、この場合の課税標準は、 $1,500 \text{ m}^2 \times 10 / 12 \text{ 月} = 1,250 \text{ m}^2$  となります。

#### イ 課税標準の算定期間の中途<sup>(注1)</sup>において廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積}^{(注2)} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

〔例〕課税標準の算定期間が4月1日から翌年3月31日までの法人が、課税標準の算定期間中の7月5日に事業所等(2,700㎡)を廃止した場合

→ 「課税標準の算定期間の開始の日の属する月である4月」から「廃止の日の属する月である7月までの月数」は4か月であり、この場合の課税標準は、 $2,700 \text{ m}^2 \times 4 / 12 \text{ か月} = 900 \text{ m}^2$  となります。

#### ウ 課税標準の算定期間の中途<sup>(注1)</sup>において新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中途<sup>(注1)</sup>において廃止されたもの

$$\text{廃止の日における事業所床面積}^{(注2)} \times \frac{\text{新設の日}^{(注3)} \text{の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

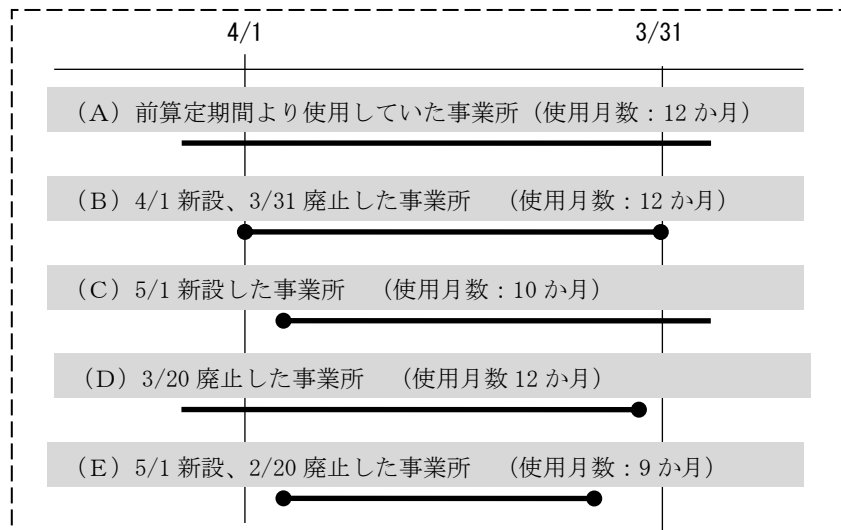
〔例〕課税標準の算定期間が4月1日から翌年3月31日までの法人の場合

下図の(A)及び(B)：算定期間を通じて使用

下図の(C)：算定期間の中途において新設

下図の(D)：算定期間の中途において廃止

下図の(E)：算定期間の中途において新設し、算定期間の中途において廃止



(注1) 課税標準の算定期間の中途とは、課税標準の算定期間の開始日の翌日から当該期間の末日の前日までをいいます。

したがって、当該期間の開始日に新設、又は末日に廃止した事業所等については、課税標準の算定期間を通じて使用された事業所等の扱いとなります。

(注2) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合における、前述のア、イ及びウの計算式中の事業所床面積については、当該事業所床面積を12で除し、その月数を乗じて得た面積となります。

(注3) 新設の日とは、営業を開始した日（オープン日）ではなく、事業の開設準備を始めた日をいいます。

### 事業所等の新設又は廃止について

事業所等の新設又は廃止とは、一区画(一構内)を占めて経済活動を行う事業所等(一の事業所等)全体についての新設又は廃止をいい、**一の事業所等の中における事業所床面積の増加又は減少は、単なる床面積の異動に過ぎないことから月割課税は行わず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積により課税されます。**

#### [月割課税しない例]

- ・事業所用家屋を増築又は一部取壊しした場合
- ・事業所用家屋がある敷地内に別の事業所等を新設した場合
- ・事業所用家屋が複数ある敷地内の一部の事業所等を廃止した場合
- ・貸しビル等において、フロアの借増し・借減らしをした場合 等

## (2) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です。

(法第701条の31第1項第5号)

### ① 従業者給与総額

従業者給与総額とは、事業所等の従業者(役員を含みます。)に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与等」といいます。)の総額をいいます。

#### ア 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額には、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、所得税の取扱い上課税とされる通勤手当、時間外勤務手当、現物給与、経理上未払金として損金経理されている給与等が含まれます。

また、事業所等の従業者に事業専従者がいる場合、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

**イ 従業者給与総額に含まれないもの** (通知(6)イ(ア)、(イ))

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法第28条第1項に規定する給与等に該当しないものは、従業者給与総額に含まれません。

**② 従業者給与総額の算定上の留意事項**

**ア 障害者及び年齢65歳以上の者** (令第56条の17)

障害者及び年齢65歳以上の者(役員を除く)については、事業所等の従業者から除かれます。ただし、非課税と同様の取り扱いとなるため、事業所等明細書(別表1)の従業者給与総額に含め、非課税明細書(別表2)の所定の欄にも記載をしてください(「申告書の記載例」(P.45~48)を参考にしてください。)

**イ 雇用改善助成対象者** (令第56条の17の2、規則第24条の2)

雇用改善助成対象者とは、年齢55歳以上65歳未満の事業所等の従業者のうち、雇用保険法等の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で一定のものをいいます。

事業所等の従業者に雇用改善助成対象者がいる場合、その者の給与等の額の2分の1に相当する額は、従業者給与総額から控除されます。

対象となる従業者給与総額等については、事業所等明細書(別表1)の従業者給与総額に含め、課税標準の特例明細書(別表3)の所定の欄にも記載をしてください(「申告書の記載例」(P.45~46、49~50)を参考にしてください。)

なお、対象者は次のとおりです。

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者	雇用保険法施行規則第109条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2第1項
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者	雇用保険法施行規則第130条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条第5号
雇用奨励金の支給に係る者で、その支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3号

**③ 障害者・高齢者等の従業者であるかどうかの判定**

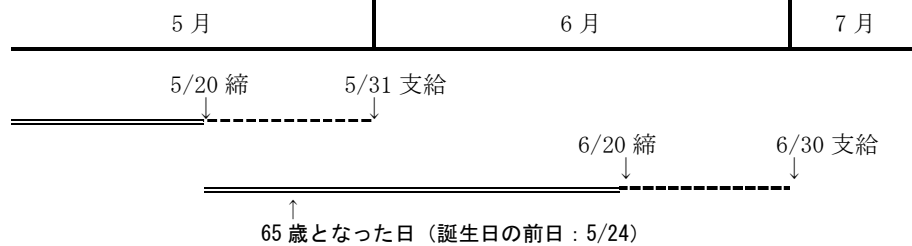
障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。すなわち、給与等の計算の基礎となる期間(月給等の期間)の末日の時点が判定日となります。

なお、賞与等にあつては、支給日時点において判定します。

〔例〕 20日締め、当月末日払い、65歳の誕生日（5/25）の場合

6月30日に支給する給与から非課税となります。

→ 65歳となった日が、6月30日に支給する給与の期間に含まれるため。



#### ④ その他の従業者の取扱い

P7～8の表により取り扱います。

## 6 非課税

事業所等において行う事業のうち、公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設、路外駐車場等の公共性が高く都市機能上必要とされる施設、勤労者の福利厚生施設、消防・防災用設備等については、事業所税が課税されません。

（法第701条の34）

- ◎ 非課税対象施設の詳細については、「第4章 非課税対象施設」（P.22～30）をご覧ください。
- ◎ 非課税の規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日（算定期間の途中で事業所を廃止したのものについては、廃止の日）の現況によります。
- ◎ 非課税対象施設に該当する場合は、「非課税明細書（第44号様式別表2）」の提出が必要となります。「申告書の記載例」（P.47～48）を参考に記載してください。また、非課税対象施設であることを証明できる資料（開設許可証、認可証等）の提出を依頼することがあります。

## 7 課税標準の特例

事業所等において行う事業のうち、協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫、公害防止施設、ホテル又は旅館営業の用に供する施設等については、税負担が軽減されます。

（法第701条の41）

- ◎ 課税標準の特例対象施設の詳細については、「第5章 課税標準の特例対象施設」（P.31～37）をご覧ください。

- ◎ 課税標準の特例の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日（算定期間の中で事業所を廃止したものについては、廃止の日）の現況によります。
- ◎ 課税標準の特例対象施設に該当する場合は、「課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）」の提出が必要となります。「申告書の記載例」（P.49～50）を参考に記載してください。

## 8 税額計算

事業所税額の計算は、次によります。

### (1) 資産割額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例の適用による控除事業所床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline 12 \\ \hline \end{array}}{12} \times \text{税率} \times 600 \text{円}$$

※ 事業所が複数ある場合、事業所ごとに計算（税率を乗じる前まで）し、計算した結果を合計した後に税率を乗じます。なお、課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等がある場合は、月割計算により算定します。（P.9～11）

### (2) 従業者割額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる従業者給与総額（障害者及び65歳以上の者を含む）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例の適用による控除従業者給与総額（雇用改善助成対象者を含む）} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\text{税率}}{100} \times 0.25$$

### (3) 事業所税額

資産割額 + 従業者割額 = 事業所税額（税額の100円未満の端数切捨て）

（法第20条の4の2第3項）

## 9 減免

天災その他特別な事情により減免を必要とすると認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合については、事業所税が減免されます。

（条例第123条の12）

- ◎ 減免対象施設の詳細は、「第6章 減免対象施設」（P.38～40）をご覧ください。
- ◎ 減免に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。
- ◎ 減免対象施設に該当する場合には、「事業所税に係る減免申請書」（P.55～56）を申告納付期限内に提出してください。必要な調査等を行ったうえで減免決定します。

## 10 特殊関係者に係るみなし共同事業

事業所税では、税負担の均衡等を図るため、親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社<sup>(注1)</sup>（以下「特殊関係者」といいます。）を有している者がその特殊関係者と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者が行っている事業は、特殊関係者を有している者との共同事業とみなされます。<sup>(注2)</sup>

（法第 701 条の 32 第 2 項、令第 56 条の 21）

（注 1） 法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいいます。

### 法人税法第 2 条第 10 号（抜粋）

会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

（注 2） 市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられた場合等、特別の事情に限って共同事業とみなされない場合があります。  
（令第 56 条の 21 第 2 項）

### (1) 課税標準及び免税点の取扱い（令第 56 条の 51 第 2 項、令第 56 条の 75 第 2 項）

特殊関係者の行っている事業が共同事業とみなされた場合、課税標準は、「特殊関係者を有している者が行っている事業分のみで算定」しますが、免税点は、「特殊関係者を有している者が行っている事業」と「特殊関係者の行っている事業」で「共同事業とみなされた事業」を合算して判定します。

なお、みなし共同事業に該当する場合は、「みなし共同事業に係る明細書」（P. 57 ～58）の提出が必要となります。「みなし共同事業に係る明細書の記載例」（P. 59）を参考に記載してください。

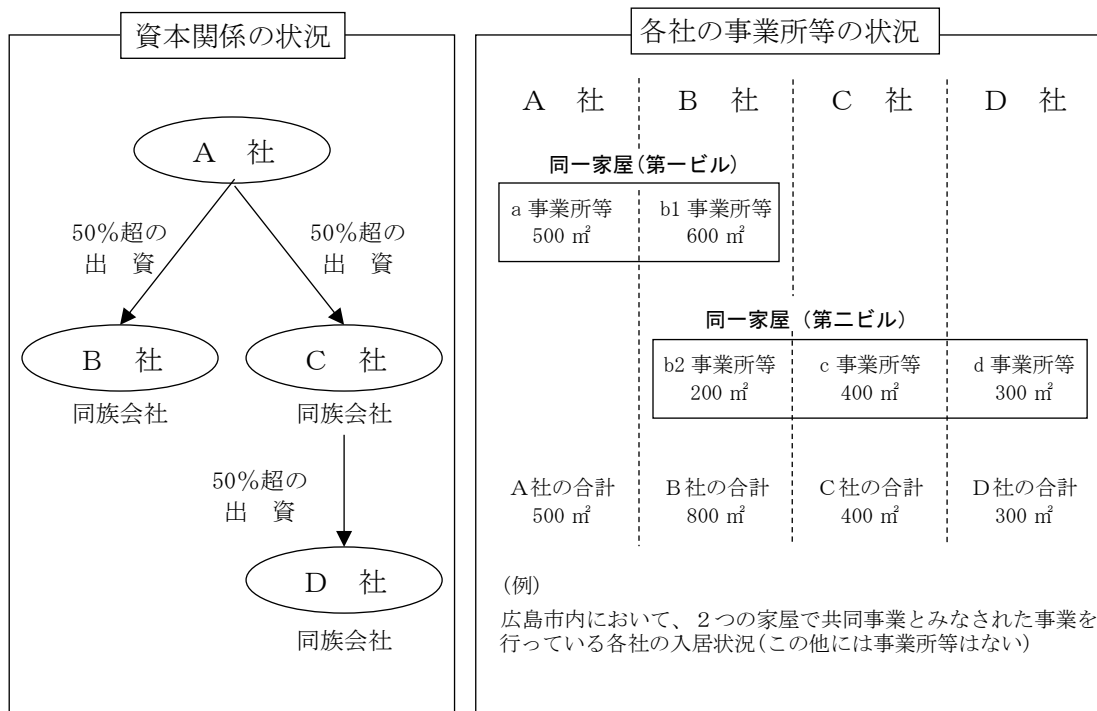
### (2) 特殊関係者の範囲（令第 56 条の 21）

特殊関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ③ ①及び②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げる者を除きます。）及びその者と①から③の一に該当する関係がある個人

- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④の一に該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(3) 事例



① 特殊関係者について

判定対象者	特殊関係者	
A社	B社	親会社A社からみて子会社B社と子会社C社は特殊関係者に該当 (B社、C社とも「前述 10(2)特殊関係者の範囲」の⑥に該当)
	C社	
B社	C社	子会社B社からみて親会社A社は特殊関係者に該当せず、兄弟会社C社とその子会社D社は特殊関係者に該当 (C社、D社とも「前述 10(2)特殊関係者の範囲」の⑦に該当)
	D社	
C社	B社	子会社C社からみて親会社A社は特殊関係者に該当せず、兄弟会社B社と子会社D社は特殊関係者に該当 (「前述 10(2)特殊関係者の範囲」で、B社は⑦、D社は⑥に該当)
	D社	
D社	なし	

## ② 免税点の判定

判定対象者	判定内容
A社	$a + b1 = 1,100 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点超}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">A社の特殊関係者であるB社との 共同事業とみなされる事業</div> <p>※ B社のb2及びC社のcの事業所等で行っている事業は、A社のaの事業所等と同一の家屋ではないため、免税点の判定には含めません。</p>
B社	$b1 + b2 + c + d = 1,500 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点超}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">B社の特殊関係者であるC社とD社との 共同事業とみなされる事業</div>
C社	$c + b2 + d = 900 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点以下}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">C社の特殊関係者であるB社とD社との 共同事業とみなされる事業</div> <p>※ B社のb1の事業所等で行っている事業は、C社のcの事業所等と同一の家屋ではないため、免税点の判定には含めません。          ※ 事業所床面積が800m<sup>2</sup>を超えるため、申告の必要があります。</p>
D社	$d = 300 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点以下}$ <p>※ 特殊関係者を有しないため、自社の事業所のみで判定します。</p>

## ③ 課税標準と事業所税額

対象者	課税標準と事業所税額	
A社	課税標準	$a = 500 \text{ m}^2$
	税額	$500 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 = 300,000 \text{ 円}$
B社	課税標準	$b1 + b2 = 800 \text{ m}^2$
	税額	$800 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 = 480,000 \text{ 円}$
C社	免税点以下のため課税されません。	
D社	免税点以下のため課税されません。	

## 第3章 事業所税の申告と納付

### 1 申告

広島市内の事業所等において事業を行っている法人又は個人で事業所税の申告義務がある場合は、法人については事業年度終了の日から2か月以内、個人については翌年の3月15日までに、それぞれ申告書を提出してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

#### (1) 申告義務者

次の①又は②に該当する場合は事業所税の申告が必要です。

##### ① 免税点を超過しており納付すべき事業所税額がある場合

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

課税標準の算定期間の末日現在において、非課税に該当するものを除き、広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計又は従業者数の合計が免税点(P.6~8)を超える場合。

##### ② 免税点以下で納付すべき事業所税額がない場合で、次のアからウのいずれかに該当する場合

(法第701条の46第3項、法第701条の47第3項、条例第123条の8第3項)

ア 前事業年度又は前年に納付すべき事業所税額があった場合

イ 広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積(非課税床面積を含む)の合計が800㎡を超える場合

ウ 広島市内に所在する各事業所等の従業者数(非課税従業者数を含む)の合計が80人を超える場合

#### (2) 申告期限

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合は翌年の3月15日までに提出してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

なお、申告期限後に申告書を提出された場合には、別途加算金(P.20~21)が課されることがあります。

#### (3) 申告方法

課税標準額(税額算出のために税率を乗ずべき額)及び税額その他必要な事項を記載した申告書(P.43~52)を提出してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

#### (4) 提出先

広島市財政局税務部市民税課法人課税係  
〒730-8586（広島市役所の個別郵便番号）  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

#### 電子申告をご利用ください

広島市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる事業所税の電子申告の受付を行っています。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

## 2 納付

広島市内の事業所等において事業を行っている法人又は個人で事業所税の納付義務がある場合は、法人は事業年度終了の日から2か月以内、個人は翌年の3月15日までに、その申告した税額を納付してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

#### (1) 納付期限

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合は翌年の3月15日までに、それぞれ申告書を提出するとともに、その申告した税額を納付してください。

なお、納付期限後に事業所税を納付された場合は、別途延滞金が課される場合があります。

また、延滞金の計算方法は所定の納付書の裏面に記載しています。詳しくはお問合せください。

#### (2) 納付方法

申告した税額を、所定の納付書を使用し、広島市の指定金融機関等で納付してください。

なお、広島市の指定金融機関等は、所定の納付書の裏面に記載しています。詳しくはお問合せください。

#### 電子納税をご利用ください

令和元年10月1日から、eLTAXにて、地方税共通納税システムが稼動し、すべての地方公共団体への電子納税が可能となりました。これにより地方税の納付手続を金融機関窓口等へ行くことなく、複数の団体へ一括納付することができるようになりました。

利用時間は、8時30分から24時まで。(土・日・祝日、年末年始は除く。)

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

### 3 期限後申告・修正申告・更正の請求

(1) 期限後申告 (法第 701 条の 49 第 1 項)

事業所税の申告義務者は、申告書の提出期限後においても、広島市長による課税標準額及び税額の決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

(2) 修正申告（税額が不足する場合） (法第 701 条の 49 第 2 項)

提出した申告書等に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

※ (1)の期限後申告又は(2)の修正申告を行った場合、延滞金が課されることがあります。

(3) 更正の請求（税額が過大の場合） (法第 20 条の 9 の 3)

申告書を提出した場合で、当該申告書に記載した課税標準額又は税額の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき事業所税額が過大であるときには、申告納付期限から 5 年間に限り、その申告に係る課税標準額又は税額につき更正をすべき旨の請求をすることができます。

※ 更正の請求に際しては、市民税課法人課税係へご相談ください。「更正の請求書」の様式及び請求の理由の基礎となる「事実を証する書類」についてご案内いたします。

### 4 加算金

過少な申告をしたとき、申告書の提出期限までに申告書の提出をされなかったときなどは、延滞金の他に次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金 (法第 701 条の 61 第 1 項)

申告書の提出期限までに申告書を提出した後において、申告税額が過少であるため更正があったときは、増加した税額の 10%（増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える場合には、超える部分については、5%を加算して 15%）が過少申告加算金として課されます。

ただし、当該更正が行われる前に、納税義務者が自らその不足税額分について修正申告された場合は、過少申告加算金は課されません。

(2) 不申告加算金 (法第 701 条の 61 第 2 項、第 3 項、第 4 項)

次のいずれかに該当する場合には、申告、決定又は更正により納付すべき税額の 15%（納付すべき税額が 50 万円を超え 300 万円以下の部分については 20%、納付すべき税額が 300 万円を超える部分については 30%）の不申告加算金が課されます。

① 申告書の提出期限後に申告書を提出した場合、又は申告書を提出しなかったため調査により課税標準額及び税額の決定があった場合

② 申告書の提出期限後に申告書を提出した後において修正申告書を提出した場合、又は調査により課税標準額又は税額の更正があった場合

- ③ 申告書を提出しなかったため調査により課税標準額及び税額の決定があった後において修正申告書を提出した場合、又は調査により課税標準額又は税額の更正があった場合

ただし、納税義務者が自ら①の申告書を提出した場合、又は②若しくは③の場合で修正申告書を提出した場合の不申告加算金については、納付すべき税額の5%となります。

(法第701条の61第6項)

### (3) 重加算金

- ① 過少申告加算金が課される場合において、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、過少申告加算金額に代えて更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の35%の重加算金が課されます。

(法第701条の62第1項)

- ② 不申告加算金が課される場合において、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額の40%の重加算金が課されます。

(法第701条の62第2項)

### (4) 加算金の加重措置

期限後の申告書の提出若しくは修正申告の提出又は更正若しくは決定（以下、「期限後申告等」といいます。）があった日の前日から起算して、5年前の日までの間で、不申告加算金又は重加算金（以下、「不申告加算金等」といいます。）を徴収されたことがある場合、又は期限後申告等があった場合において、期限後申告等の前年度及び前々年度について、不申告加算金等を決定すべきと認められる場合は、10%をさらに加重して不申告加算金等が課されます。

(法第701条の61第5項、第701条の62第3項)

- ① 不申告加算金の場合

納付すべき税額×25%（納付すべき税額が50万円を超え300万円以下の部分については30%、納付すべき税額が300万円を超える部分については40%）が課されます。

- ② 重加算金（過少申告）の場合

更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の45%が課されます。

- ③ 重加算金（不申告）の場合

納付すべき税額×50%が課されます。

## 第4章 非課税対象施設

(法第701条の34関係)

(表中の分数は非課税割合、○印は全部が非課税該当)

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
国及び公益法人等	1		国及び非課税独立行政法人並びに公共法人	○	○	非課税独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの等で、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限り、）及び法人税法第2条第5号別表第1に掲げる法人
	2		公益法人等又は人格のない社団等（収益事業に係るものを除きます。）	○	○	公益法人等とは、法人税法第2条第6号別表第2に掲げる法人をいいます（学校法人、宗教法人等）。 ※ 公益法人制度の見直しにより、次のような特例措置が設けられています（法附則第41条第4項）。 ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この事業所税の手引において「整備法」といいます。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものにあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものに限り、）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、本項の規定が適用されます。
	3	24	電気通信事業を営む者で一定の者が当該事業の用に供する施設	○	○	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除きます。）を営む者で一定の者が当該電気通信事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外の施設
		25	一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設（信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設）
		25 の 2	日本郵便株式会社法に規定する事業の用に供する施設	○	○	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で一般的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の低いもの	3	3	博物館、教育文化施設	○	○	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校法人以外の者の設立した幼稚園
		5	と畜場施設	○	○	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場
		6	死亡獣畜取扱場	○	○	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場
		7	水道施設	○	○	水道法第3条第8項に規定する水道施設
		8	廃棄物処理事業用施設	○	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
		9	病院、診療所等の医療施設等	○	○	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で医療法人が開設するもの、医療関係者（看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師）の養成所並びに介護保険法第8条第29項に規定される介護医療院（医療法人の設置するものに限り。）
		10	保護施設	○	○	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で一定のもの（生活保護法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更正施設、同条第4項に規定する医療保護施設、同条第5項に規定する授産施設及び同条第6項に規定する宿所提供施設）
		10の2	小規模保育事業施設	○	○	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設
		10の3	児童福祉施設	○	○	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で一定のもの（児童福祉法第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条に規定する保育所、同法第40条に規定する児童厚生施設、同条第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条に規定する児童発達支援センター、同条第43条の2に規定する児童心理治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設、同法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター及び同法第44号の3に規定する里親支援センター）
	10の4	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	

分類	項	号	区分	資産割	従業者割	施設名等
都市施設で一般的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の低いもの	3	10の5	老人福祉施設	○	○	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で一定のもの（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター）
		10の6	障害者支援施設	○	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
		10の7	社会福祉事業の用に供する施設	○	○	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で一定のもの （社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第6号若しくは第7号に掲げる事業、同条第3項第1号若しくは第1号の2に掲げる事業、同項第2号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第2号の3に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業、同項第4号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事業又は同項第4号の2から第6号まで若しくは第8号から第13号までに掲げる事業の用に供する施設）
		10の8	包括的支援事業の用に供する施設	○	○	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
		10の9	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	児童福祉法第6条の3第9項、同条第11項又は第12項に規定する施設
	14	卸売市場及びその補完施設	○	○	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する一定の施設（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な一定の施設、卸売市場法第4条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第2条第4項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第1項に規定する生鮮食料品等を保管する一定の施設）	

分類	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等	
都市施設で一般的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の低いもの	3	16	電気事業の用に供する施設及びその保安施設	○	○	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で一定のもの（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設）
		17	ガス事業の用に供する施設及びその保安施設	○	○	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で一定のもの（ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設）
		20	鉄道事業者又は軌道経営者とその本来の事業の用に供する施設	○	○	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者とその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設（営業所、停車場、停留所、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻揚所、監視所、駐在所、修理工場（直営のもの）、資材機械等の貯蔵倉庫等）
		21	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業等を経営する者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限り。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業者のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除きます。）に係る部分に限り。）を経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設（営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場（直営のもの）、従業員の仮眠所、荷さばき施設、保管庫等）
		22	バスターミナル又はトラックターミナル施設	○	○	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設（誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場、待合所、荷扱場、保管庫等）
	23	国際路線に係る航空運送事業の用に供する施設	○	○	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係る一定の施設	

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
	3	27	路外駐車場	○	○	<p>駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 都市計画において定められたもの</p> <p>(2) 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの</p> <p>(3) 一般公共の用に供されるものとして指定都市の長が認めるもの</p>
		28	自転車等駐車場	○	○	<p>原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの</p>
農業・林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設等		11	農林漁業者が直接生産の用に供する施設	○	○	<p>農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設（農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきのこ栽培施設）</p>
		12	農林水産業関係の一定の法人が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	<p>農林水産業関係の一定の法人とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合をいい、共同利用に供する施設とは、農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの、国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金（一部の資金に限ります。）、沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設、農林水産業に関する試験研究のための施設をいいます。</p>

分類	項	号	区分	資産割	従業者割	施設名等
中小企業の集積の活性化等の事業に係る施設	3	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設。	○	○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業（一部の事業を除きます。以下「連携集積活性化事業」といいます。）を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け（これに準ずる一定の資金の貸付けを含みます。）を受けて設置する施設のうち、当該連携集積活性化事業又は当該連携集積活性化事業に係るものとして一定の事業の用に供する一定の施設
		19	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置し、本来の事業の用に供する施設	○	○	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するもの、又は地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているもの）の用に供する工場、事業場、店舗等で、市町村から貸付を受けて設置した施設のうち一定の施設
福利厚生施設		4	公衆浴場	○	○	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場（物価統制令第4条の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場に限ります。）

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
福 利 厚 生 施 設	3	26	勤労者の福利厚生施設	○	○	<p>勤労者の福利厚生施設とは、次に掲げる施設をいいます。</p> <p>(1) 事業を行う者等が雇用する勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設（食堂、休憩室、娯楽教養室、喫茶室、理髪室、美容室、体育館等）</p> <p>(2) 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合等の組合等が経営する専らこれらの組合員等の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>(3) 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合等の組合、法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>(4) 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいいます。以下この事業所税の手引において「非営利型法人」といいます。）に該当するものに限り、）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限り、）又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>(5) 上記(1)から(4)のものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設</p> <p>※ 公益法人制度の見直しにより、次のような特例措置が設けられています（規則附則第22条）。</p> <p>整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（整備法第131第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものにあつては、非営利型法人に該当するものに限り、）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、本号の規定が適用されます。</p>
		29	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設	○	○	<p>東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事業）の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>
そ の 他						

分類	項	号	区分	資産割	従業者割	施設名等
その他	4 (注)		消防用設備等、特殊消防用設備等及び避難施設等  ※ただし、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち一定のもの（P30※参照）に設置されるものに限ります。  (次ページへつづく)			1 消防用設備等（消防法第17条第1項に規定する消防用設備等をいい、これに附置される非常電源を含みます。）
				○		(1) 消火設備 消火器、簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩）、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備
				○		(2) 警報装置 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）及び非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）
				○		(3) 避難設備 避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等）、誘導灯及び誘導標識
				○		(4) 消防用水 防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
				○		(5) 消火活動上必要な施設 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
				○		2 特殊消防用設備等（消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等）
						3 避難施設等（建築基準法第35条に規定する避難施設その他一定の防災に関する施設又は設備（消防用設備等及び特殊消防用設備等を除きます。））
				○		(1) 避難階段又は特別避難階段（以下「避難階段等」といいます。）、排煙設備並びに非常用の照明装置（これに附置される予備電源を含みます。）及び進入口
				1/2		(2) 廊下、階段（避難階又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含みます。））に限ります。）及び避難階における屋外への出入口
				1/2		(3) 中央管理室（一定の設備に係る部分に限ります。）
				1/2		(4) 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で防火区画されているもの（(1)、(2)及び(5)に掲げる施設又は設備に係るものを除きます。）
				○		(5) 非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含みます。）
○		(6) 指定都市等の条例の規定に基づき設置する避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの				

分類	項	号	区分	資産割	従業者割	施設名等
その他				1/2		(7) 指定都市等の条例の規定に基づき設置する避難通路（(6)に該当するものを除きます。）及び喫煙所
				1/2		(8) 指定都市等の条例又は消防長若しくは消防署長若しくは建築基準法に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると指定都市等の長が認めるもの（避難階段に設ける附室、避難のための屋内バルコニー及び防災サブセンター等）
	5		港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（労働者詰所、現場事務所）	

(注)

施設名等の欄に掲げた施設等のうち、天井、壁等に取り付けられているものについては占有する床面積はないことから、実際にはこれらの施設に直接関連した施設に係る事業所床面積が非課税となります。

《具体例》スプリンクラー設備 → ( スプリンクラー設備等の水槽、ポンプ室、パイプスペースの部分、又はこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電池室等の部分 )

また、機械設備等にあつては、その設置床面積が非課税床面積となります。

※ 設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び避難施設等について事業所等が非課税とされる防火対象物  
(消防法施行令別表第1抜粋)

条項	防火対象物
1項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で一定のもの
	ニ カラオケボックス等で一定のもの
3項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
4項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5項	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
6項	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、軽費老人ホーム等で一定のもの
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター、児童養護施設等で一定のもの
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
9項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が前記1項～4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2項	地下街
16の3項	建築物の地階（前記16の2項に掲げるものの各階を除きます。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（前記1項～4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。）

## 第5章 課税標準の特例対象施設

(法第 701 条の 41 関係)

(表中の分数が控除割合)

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
人的なもの	1	1	協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法人税法第 2 条第 7 号別表第 3 に掲げる協同組合等（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、信用金庫、中小企業等協同組合等）
		2	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第 152 条第 5 項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除きます。）において直接教育の用に供する施設
		3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの (第 4 号に掲げるものを除きます。)	3/4		<p>公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のものとは、次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限り、をいいます。</p> <p>(1) 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設（沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水、廃液若しくは下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。))</p> <p>(2) 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設（ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設等）及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（(3)に掲げる施設を除きます。）で、一定のもの</p> <p style="text-align: right;">(次ページへつづく)</p>
都市施設で非課税以外のもの						

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で非課税以外のもの	1	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの (第4号に掲げるものを除きます。)	3/4		<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設(活性炭利用吸着式処理装置、直接燃焼式処理装置、触媒利用燃焼式処理装置、蓄熱体利用燃焼式処理装置、液化式処理装置等)</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設(1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上)のごみ処理施設に限ります。)で同項の許可を受けているもの(焼却装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、ばい煙処理装置、計測器等その他の附属設備に限ります。)及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの(同法施行令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物処理施設(脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固型化装置、焙焼装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれに附属する搬送装置、貯溜装置、ばい煙処理装置等その他の附属設備に限ります。))で同項の許可を受けているもの</p> <p>(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設(同法第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設は除きます。)</p> <p>(6) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」といいます。)から発生し、又は排出されるダイオキシン類(同条第1項に規定するダイオキシン類をいいます。以下同じ。)の処理施設で次に掲げるもの</p> <p>① 特定施設から発生するダイオキシン類の処理施設で重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、電気捕集等の方法によりダイオキシン類を処理するための装置及びこれらに附属する機械その他一定の設備</p> <p>② 特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理施設で沈澱、浮上、油水分離等の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置並びにこれらに附属する機械その他一定の設備</p>

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で非課税以外のもの	1	4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のもの用に供する一定の施設	3/4	1/2	<p>1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものとは、次に掲げる事業をいいます。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>(2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>(3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</p> <p>(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p>
						<p>2 一定の施設とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設をいいます。</p> <p>(1) 前記1の(1)に掲げる事業  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(2) 前記1の(2)に掲げる事業  広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(3) 前記1の(3)に掲げる事業  浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(4) 前記1の(4)に掲げる事業  海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
都市施設で非課税以外のもの	1	10	港湾法に規定する港湾施設のうち航行補助施設、旅客施設及び船舶役務用施設で一定のもの	1/2	1/2	港湾施設のうち航行補助施設、旅客施設及び船舶役務用施設で一定のものとは、次の施設をいいます。  (1) 港湾法第2条第5項第5号に掲げる航行補助施設のうち港務通信施設 (2) 港湾法第2条第5項第7号に掲げる旅客施設(宿泊所にあつては、客室、食堂、広間その他宿泊に係る施設で一定のもの) (3) 港湾法第2条第5項第8号の2に掲げる船舶役務用施設
		15	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限ります。)の用に供する一定の施設	1/2	1/2	タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設
		16	公共の飛行場に設置される施設で一定のもの(非課税該当施設(法701条の34第3項第23号)を除きます。)	1/2	1/2	一定の施設とは、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設等をいいます。
		17	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの(第18号に掲げるものを除きます。)	1/2	1/2	一定の施設とは、設置される次の施設をいいます。  (1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 (2) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (3) 上屋又は荷さばき場 (4) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する施設で事務所以外の施設 (5) 上記に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車庫
		18	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫	3/4	1/2	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの
床収益率が広いもので面積あたりの		5	家畜市場	3/4		家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場(家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期的に又は継続して開場されるもの)
		6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で一定のもの	3/4		一定の施設とは、国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設をいいます。

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
床面積が広大で面積あたりの収益率が低いもの	1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で一定のもの	3/4		直接これらの製造の用に供する施設で一定のものとは、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設をいい、具体的には、原料処理、仕込、醗酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設をいいます。
		8	木材取引のために開設される市場で一定のもの又は木材の加工を業とする者で一定のもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で一定のもの	3/4		木材取引のために開設される市場で一定のものとは、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものをいいます。 木材の加工を業とする者で一定のものとは、製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業（一定の処理方法により行われるものに限り。）を営む者をいいます。 木材の保管施設で一定のものとは、専ら木材の保管の用に供される施設をいいます（構造の要件は撤廃されました。）
		9	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で一定のもの（第10号に該当するものを除きます。）	1/2		一定の施設とは、次の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。）をいいます。 (1) 客室 (2) 食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限り。） (3) 広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除きます。） (4) ロビー、浴室、厨房、機械室 (5) 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室及びランドリー室 ※ (4)及び(5)に掲げる施設のうち、P29～P30に掲げる消防用設備等及び避難施設等に該当する施設については、課税標準の特例の適用の対象から除かれます。
		11	港湾法第2条第5項第6号又は第8号に規定する港湾施設で一定のもの	3/4	1/2	一定の港湾施設とは、臨港地区内に設置される上屋及び倉庫（倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限り。）をいいます。
		12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（第11号に該当するものを除きます。）	1/2		コンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設とは、コンテナフレートステーションをいいます。

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
	1	13	港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（前記第 11 号に該当するものを除きます。）	1/2		臨港地区外に設置される上屋（荷さばき施設）
		14	営業用倉庫（前記第 11 号及び 18 号に該当するものを除きます。）	3/4		倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
		19	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設（信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設）
その他	2	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限り。）  ※ 詳細は下記参照	1/2		<p>一定の事業所等とは、常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下「短時間労働重度心身障害者」といいます。）の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除きます。以下「短時間労働心身障害者」といいます。）の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除きます。）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除きます。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等を行います。</p> <p>※ 「心身障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者をいい、「短時間労働者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者をいい、「重度心身障害者」とは障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者又は同条第5号に規定する重度知的障害者をいいます。</p>	

○特例の対象となる事業所の要件

$$10 \leq \text{雇用心身障害者数} = (\text{雇用する身体・知的・精神障害者の数}) + (\text{短時間労働重度身体・知的障害者の数}) + (\text{短時間労働身体・知的・精神障害者の数}) \times 1/2$$

$$\text{かつ } 1/2 \leq \text{雇用心身障害者数(重度心身障害者はダブルカウント)} / \text{常用労働者総数(短時間労働者数を含む)}$$

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
法附則第三十三條關係	5		特定農産加工業者等事業用施設	1/4		<p>特定農産加工業経営改善等臨時措置法第2条第3項に規定する特定農産加工業者（同条第2項第1号に掲げる業種に属する事業を行う者に限ります。）若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限ります。）が令和10年3月31日までに同法第3条第1項の規定による承認を受けた計画（同法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業又は同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者（同条第2項第2号に掲げる業種に属する事業を行う者に限ります。）若しくは同条第4項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限ります。）が同日までに同法第5条第1項の規定による承認を受けた計画（同条第5項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第5条第1項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で一定のものに係る事業所等において行う事業</p> <p>（当該事業が法人の事業である場合には同法第3条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には同法第3条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた日から5年を経過する日の属する年分までに限り、課税標準の特例の適用があります。）</p>
旧法附則第三十三條關係	6		特定事業所内保育施設	3/4	3/4	<p>平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項による政府から企業主導型事業の運営費に係る補助を受けたものが行う認可外の事業所内保育施設</p> <p>※ 令和7年4月1日以降も政府の補助を受け続けている場合に限ります。</p> <p>※ 運営費の補助が途切れた場合、当該事業年度以降、課税標準の特例は適用されません。</p> <p>※ 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）・居宅訪問型保育事業（同法第6条の3第11項）・事業所内保育事業（同法第6条の3第12項）については、非課税の対象となります。（P24：地方税法第701条の34第3項第10の9号）</p>

※ なお、法附則第33条關係で第5項のほかに沖縄振興特別措置法に基づく特定民間観光関連施設（第1項）、同法に基づく情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設（第2項）、同法に基づく製造業等及び産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設（第3項）、国際物流拠点産業の用に供する施設（第4項）があります。

## 第 6 章 減免対象施設

(法第 701 条の 57・市税規則第 20 条別表第 4 関係)

(表中の分数が減免割合、○印は全部が減免該当)

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設	1	1	教科書の出版の事業の用に供する施設	1/2	1/2	教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設
		2	演劇興行業の用に供する施設	1/2		法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」といいます。)で、次に掲げるもの ア その振興につき、国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められる施設 イ 前ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積以上であるものの当該舞台等
		3	指定自動車教習所	1/2	1/2	道路交通法第 99 条の規定による指定自動車教習所
		4	生徒、児童等の旅行の用に供するバス事業に係る施設	(注1)	(注1)	道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除きます。)、同法第 124 条に規定する専修学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園がその学生、生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限ります。)
中小企業対策等の産業振興	2	1	酒類の保管のための倉庫	1/2		酒税法第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫
		2	タクシー事業の用に供する施設	○	○	法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシー台数が 250 台以下であるもの
		3	農林中央金庫	○	○	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
政策上特に配慮の必要があると認められる施設	2	4	農林水産業者の共同利用施設	○	○	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。）
		5	果実飲料又は炭酸飲料の保管倉庫	1/2		果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以下の場合に限ります。）
		6	倉庫業者の倉庫又は一般港湾運送事業及び港湾荷役事業の用に供する上屋	○	○	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000 m <sup>2</sup> 未満であるもの
その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	3	1	ビルの室内清掃及び設備管理等に従事する者		○	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に直接従事する者
		2	列車内食堂等に従事する者		1/2	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に直接従事する者
		3	古紙の回収事業用施設	1/2		古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設
		4	家具の保管庫	1/2		家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設
		5	コンテナ貨物の荷さばき施設	1/2		港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設
		6	ねん糸等の原材料、製品の保管施設	1/2		ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限ります。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含みます。）の用に供する施設
		7	つけものの製造施設	3/4		野菜又は果実（梅に限ります。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設

分類	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
その他			休止施設	(注2)		<p>一棟の建物全域にわたる施設又は一棟の建物内において他の施設と明確に区画されている施設で、課税標準の算定期間中継続して6か月以上休止しているもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 当該施設が閉鎖され、設備等の維持管理及び維持補修が行われておらず、現に使用されていないと認められるもの</p> <p>(2) 当該施設に必要な附帯設備（電気設備、給排水設備）が除去又は閉鎖され、当該施設を使用することができないと認められるもの</p> <p>(3) 監督官庁に対して休業等の届出義務があるものについて、当該休業等の届出がなされており、当該施設が現に使用されていないと認められるもの</p> <p>(4) 当該施設が補修、改修、改装等のため使用できないと認められるもの</p> <p>※ 休止を開始するときは、現地調査を行う必要があるため、法人課税係までご連絡ください。</p>
			吸収合併により存続する法人と消滅する法人の算定期間が重複する施設	(注3)		<p>吸収合併の日が属する算定期間の合併法人に係る事業所税の資産割の算定対象となる事業所等で、吸収合併の日の前日までを算定期間とする被合併法人に係る事業所等と同一の敷地内に所在する事業所等</p>

※ 減免に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

$$(注1) \quad \text{バス事業に係る減免割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{(当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数)} \times 2}$$

$$(注2) \quad \text{休止施設の減免割合} = \frac{\text{休止期間の月数 (休止した日の属する月の翌月から算定期間の末日)}}{12}$$

(注3) 減免対象となる期間及び減免対象床面積については、法人課税係へご相談ください。

### (注) 事業所税の減免を受けようとする場合は

申告納付期限までに、「事業所税に係る減免申請書」(P. 55～56)に必要な事項を記入し、減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、財政局税務部市民税課法人課税係に提出しなければなりません。(申告納付期限後に提出された場合は、受付できませんのでご注意ください。)

詳しくは、財政局税務部市民税課法人課税係 (TEL : 082-504-2093(直通)) へお問合せください。

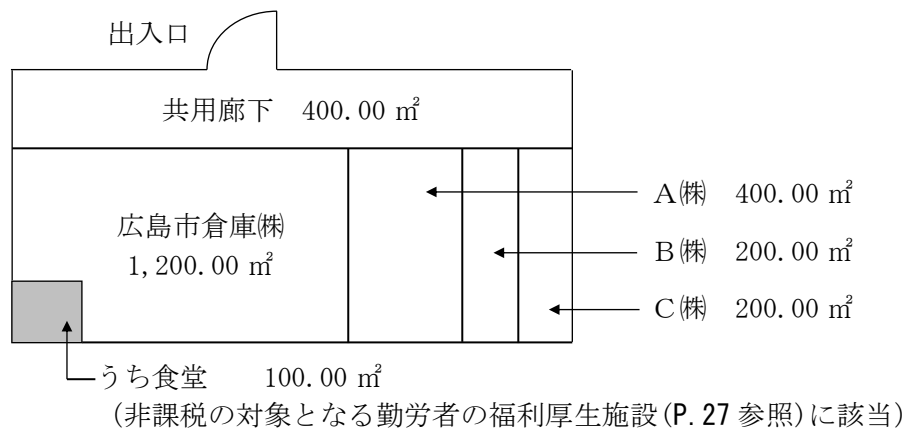
# 申告書の記載例

## 〔設 例〕

広島市倉庫株式会社は、12月（年1回）決算の倉庫業者で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの事業年度に係る事業所床面積及び同事業年度中に支払われた従業員給与総額の状況は、次のとおりです。

### 1 事業所床面積

- 本社事務所（中区国泰寺町一丁目4番21号）…………… 1,440.00 m<sup>2</sup>  
本社事務所は、A株の所有で、使用状況は下図のとおり。



本社事務所の事業所床面積の計算

$$1,200.00 \text{ m}^2 + 400.00 \text{ m}^2 \times \frac{1,200.00 \text{ m}^2}{1,200.00 \text{ m}^2 + 800.00 \text{ m}^2} = 1,440.00 \text{ m}^2$$

- 西倉庫（西区福島町二丁目2番1号）…………… 2,000.84 m<sup>2</sup>  
課税標準の特例の対象となる営業用倉庫(P. 36 参照)に該当
- 南倉庫（南区皆実町一丁目5番44号）…………… 29,550.00 m<sup>2</sup>  
課税標準の特例の対象となる営業用倉庫(P. 36 参照)に該当  
令和7年7月10日に新設し、使用開始（使用月数5月）
- 東事務所（東区東蟹屋町9番38号）…………… 350.00 m<sup>2</sup>  
休憩室 40.00 m<sup>2</sup>（非課税の対象となる勤労者の福利厚生施設(P. 28 参照)に該当）  
令和7年7月25日に廃止（使用月数7月）

### 2 従業員給与総額

○本社事務所……………	（役員及び従業員数）	60人	240,000,354円
	（上記従業員数のうち65歳以上の者）	（10人）	48,000,121円
○西倉庫……………	（従業員数）	30人	121,600,000円
	（上記従業員数のうち雇用改善助成対象者）	（5人）	20,000,757円
○南倉庫……………	（従業員数）	40人	160,375,200円
○東事務所……………	（日々雇用の臨時従業員7月25日まで）	4人	2,800,000円

## 免税点の判定

### (1) 資産割

課税標準の算定期間の末日（令和7年12月31日）現在での、事業所床面積の合計（本社事務所・西倉庫・南倉庫）から、非課税に係る事業所床面積（本社事務所の食堂）を除くと、

$$32,990.84 \text{ m}^2 - 100.00 \text{ m}^2 = 32,890.84 \text{ m}^2$$

となり、1,000 m<sup>2</sup>を超えるので、資産割が課税されます。

### (2) 従業者割

課税標準の算定期間の末日（令和7年12月31日）現在での、従業者数の合計（本社事務所・西倉庫・南倉庫）から、非課税に係る従業者数（本社事務所の65歳以上の者）を除くと、

$$130 \text{ 人} - 10 \text{ 人} = 120 \text{ 人}$$

となり、100人を超えるので、従業者割が課税されます。

## 計算上の注意事項

課税標準の算定期間の中途に新設した南倉庫及び廃止した東事務所に係る資産割の課税標準となる事業所床面積は、それぞれ次のとおり月割計算します。

### (1) 南倉庫

$$29,550.00 \text{ m}^2 (\text{事業所床面積}) - 22,162.50 \text{ m}^2 (\text{控除事業所床面積})^{(注1)} = 7,387.50 \text{ m}^2 (A)$$

(注1) 営業用倉庫に係る課税標準の特例による控除事業所床面積

$$29,550.00 \text{ m}^2 (\text{対象床面積}) \times 3/4 (\text{控除割合}) = 22,162.50 \text{ m}^2 (\text{控除事業所床面積})$$

$$(A) 7,387.50 \text{ m}^2 \times 5/12 \text{ 月} = 3,078.125 \text{ m}^2 \rightarrow \boxed{3,078.12 \text{ m}^2 (\text{課税標準})}^{(注2)}$$

### (2) 東事務所

$$350.00 \text{ m}^2 (\text{事業所床面積}) - 40.00 \text{ m}^2 (\text{非課税事業所床面積}) = 310.00 \text{ m}^2 (B)$$

$$(B) 310.00 \text{ m}^2 \times 7/12 \text{ 月} = 180.833 \text{ m}^2 \rightarrow \boxed{180.83 \text{ m}^2 (\text{課税標準})}^{(注2)}$$

(注2) 床面積の算定において、1 m<sup>2</sup>の100分の1未満の端数は切り捨てます。

## 減免について(P. 38~40 参照)

広島市倉庫株式会社の西倉庫及び南倉庫は、営業用倉庫として使用していますが、減免（広島市市税規則別表第4第2項第6号）については、課税標準の算定期間の末日（令和7年12月31日）現在における営業用倉庫の事業所床面積を合計すると、

$$2,000.84 \text{ m}^2 (\text{西倉庫}) + 29,550.00 \text{ m}^2 (\text{南倉庫}) = 31,550.84 \text{ m}^2$$

であり、営業用倉庫の事業所床面積が30,000 m<sup>2</sup>以上であるため減免対象とはなりません。

（倉庫の事業所床面積の合計が30,000 m<sup>2</sup>未満であれば該当。）

P. 43~52 にこの設例に係る申告書の記載例を掲載しています。

# 《 事業所税申告書記載例 》

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記入してください。  
また、フリガナは必ず付してください。

この申告書の作成時における法人の代表者の氏名を記入してください。

別表1（事業所等明細書）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。

別表2（非課税明細書）の⑦の合計（事業所等が2以上ある場合は、これらの合計としてください。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。

別表3（課税標準の特例明細書）の⑨の合計（事業所等が2以上ある場合は、これらの合計としてください。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。

課税標準の算定期間（以下この事業所税申告書において「算定期間」といいます。）が12月に満たない場合は、(①-③-⑤)の床面積に  $\frac{\text{算定期間の月数}}{12 \text{ か月}}$  を乗じて得た床面積を記載してください。

次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の床面積（算定期間が12月に満たない場合は、 $\frac{\text{算定期間の月数}}{12 \text{ か月}}$  を乗じて得た床面積）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積の合計を記載してください。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等 (3)を除きます。)

新設の日の属する月の翌月から  
算定期間の末日の属する月までの月数

算定期間の月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 (3)を除きます。)

算定期間の開始の日の属する月から  
当該廃止の日に属する月までの月数

算定期間の月数

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

新設の日の属する月の翌月から  
当該廃止の日の属する月までの月数

算定期間の月数

マイナンバー制度の個人番号又は法人番号を記載してください。個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

本店の所在地及び広島市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。

この欄は、記載しないでください。

受付印		令和 8年 2月 28日 (あて先) 広島市長	※処理事項	係
(フリガナ) 氏名又は名称	ヒロシマシソクコ 広島市倉庫株式会社	住所 本店	〒 730- 広島市	
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	又 は		
(フリガナ) 法人の代表者氏名	ヒロシマ タロウ 広島 太郎	所在地 支店	〒	

令和 7 年 1 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日までの

事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②
資産	非課税に係る事業所床面積	③
	①に係る非課税床面積	④
産	②に係る非課税床面積	⑤
	①に係る控除床面積	⑥
課税標準となる事業所床面積	②に係る控除床面積	⑦
	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑧
割	②に係る課税標準となる床面積	⑨
	課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧)	⑩
資産割額 (⑨ × 600円)		⑪
既に納付の確定した資産割額		⑫

※ 修正申告書を記載する場合は、P. 53~54 を参照してください。

法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しないでください。

事業の種類を具体的に記載してください(電気機械器具製造業、倉庫業、飲食店等)。なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けてください。

期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

法人税・所得税の申告に係る所轄税務署名を記載してください。

この申告書について応答していただける方の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。

別表1(事業所等明細書)の従業者給与総額⑫の合計を記載してください。

別表2(非課税明細書)の非課税従業者給与総額⑬の合計を記載してください。

別表3(課税標準の特例明細書)の控除従業者給与総額⑭の合計を記載してください。

課税標準となる従業者給与総額を記載してください。  
※1,000円未満の端数切捨て

※1円未満の端数切捨て

※100円未満の端数切捨て

※100円未満の端数切捨て

照 合	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認				
			申告年月日		年 月 日	
0042	(電話 082-504-2093)	事業種目	倉庫業			
中区国泰寺町一丁目4番21号		資本金の額又は出資金の額	10,000			
	(電話 )	所轄税務署名	広島東 税務署			
事業年度又は課税期間	申告書	この申告に応答する者の氏名	(電話 082-504-2093) 広島 次郎			

第四十四号様式

3,440	84	円	従業者給与総額 ⑫	524,775,554	円
29,900	00	円	非課税に係る従業者給与総額 ⑬	48,000,121	円
100	00	円	控除従業者給与総額 ⑭	10,000,378	円
40	00	円	課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)	466,775,000	円
1,500	63	円	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$ ) ⑯	1,166,937	円
22,162	50	円	既に納付の確定した従業者割額 ⑰		円
1,840	21	円	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯) ⑱	4,226,400	円
3,258	95	円	既に納付の確定した事業所税額 (⑪+⑰) ⑲		00
5,099	16	円	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲) ⑳	4,226,400	円
3,059	496	円	備考		
		円	関与税理士氏名	(電話 )	

みなし共同事業による免税点判定(P.15~17)を行った場合は、「みなし共同事業に係る明細書」(P.57~58)の提出が必要となります。これについては、「みなし共同事業に係る明細書の記載例」(P.59)を参考に記載してください。

税理士がこの申告書を作成した場合は、その氏名及び連絡先の電話番号を記載してください。

(別表1) 事業所等明細書

〔 期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ床面積を記載してください。 〕

〔 専用床面積に対応する別表4(共用部分の計算書)の⑥の共用床面積を記載してください。 〕

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	令和
1	算定期間を通じて使用された事業所等		令和
2	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		令和

〔 この欄は記載しないでください。 〕

〔 事業所等の名称は、「本社」「何々営業所」等と記載してください。 〕

〔 この申告の対象になった事業所用家屋の所有者の住所・氏名を記載してください。 〕

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資		令和
				専用床面積⑦	共用床面積⑧	
	①	本社事務所	中区国泰寺町一丁目4番21号	1,200	00	
	②	A(株)	中区国泰寺町一丁目4番21号	240	00	
	計					
	①	西倉庫	西区福島町二丁目2番1号	2,000	84	
	②	広島市倉庫(株)	中区国泰寺町一丁目4番21号			
	計					
	①					
	②					
	計					
	①	南倉庫	南区皆実町一丁目5番44号	29,550	00	
	②	広島市倉庫(株)	中区国泰寺町一丁目4番21号			
	計					
	①	東事務所	東区東蟹屋町9番38号	350	00	
	②	広島市倉庫(株)	中区国泰寺町一丁目4番21号			
	計					
	①					
	②					
	計					
	①					
	②					
	計					

「明細区分」の欄は、次の(1)、(2)、(3)及び(4)により記載してください。

(1) 『1』は事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、『2』は事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、『計』は、1又は2のそれぞれの合計をいいます。

(2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。

(3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください。(「専用床面積⑦」及び「共用床面積⑧」の合計は、記載する必要はありません。)

(4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、○印を付す必要はありません。

「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の合計を記載してください。  
 なお、共用床面積がない場合（事業所用家屋の全部を専用している  
 場合等）は、この欄のみ記載してください。

事業所等を使用した期間を記載  
 してください。

マイナンバー制度の個人番号又  
 は法人番号を記載してください。  
 個人番号を記載する場合には、左  
 側を1文字空けて記載してくだ  
 さい。

算定期間中に支払われた給与等  
 の総額を記載してください。非課  
 税に係る給与等の総額も含みま  
 す。

期末又は廃止の日現在における  
 従業者数（従業者から除かれる障  
 害者及び高齢者を含みます。）  
 を記載してください。

ただし、当該算定期間に属する各  
 月の末日現在における従業者の  
 数のうち最大であるものの数値  
 が、当該従業者の数のうち最小  
 であるものの数値に2を乗じて得  
 た数値を超える場合は、当該算定期  
 間の各月の末日現在における従  
 業者数の合計を当該算定期間の  
 月数で除して得た数値を記載し  
 てください。なお、この場合は、  
 各月の末日現在の従業者数が明  
 らかになる明細を添付してくだ  
 さい。

明細区分の2に該当する場合の  
 「同上の月数」は次の(1)、(2)及  
 び(3)により記載してください。

- (1) 算定期間の中途において新  
 設された事業所等（(3)を除き  
 ます。）  
 当該新設の日の属する月の  
 翌月から算定期間の末日の  
 属する月までの月数
- (2) 算定期間の中途において廃  
 止された事業所等（(3)を除き  
 ます。）  
 当該算定期間の開始の日の  
 属する月から当該廃止の日  
 の属する月までの月数
- (3) 算定期間の中途において新  
 設され、かつ、廃止された事  
 業所等  
 当該新設の日の属する月の  
 翌月から当該廃止の日の属  
 する月までの月数

事業所床面積 (⑦+⑧)		使用した期間(年月日) 同上の月数	従業者数 ⊖	従業者給与総額 ⊕
1,440.00	7.1.1 から 7.12.31 まで 12月	60	240,000,354	
2,000.84	7.1.1 から 7.12.31 まで 12月	30	121,600,000	
3,440.84	. . . から . . . まで 月	90	361,600,354	
29,550.00	7.7.10 から 7.12.31 まで 5月	40	160,375,200	
350.00	7.1.1 から 7.7.25 まで 7月	4	2,800,000	
29,900.00	. . . から . . . まで 月	44	163,175,200	
	. . . から . . . まで 月			
	. . . から . . . まで 月			

第四十四号様式  
 別表一

(別表2) 非課税明細書

非 課 税 明 細 書

この欄は、記載しないでください。

非課税に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項等を記載してください。  
非課税に係る法令条項等については、「第4章 非課税対象施設」(P. 22~30)を参考にしてください。

65歳と記載してください。(P. 12 参照)

合計を記載してください。  
なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。

※	事業所等の名称	本社事務所
非 課 税 の 内 訳		
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 3 項 第 26 号 該 当		
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当		
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当		
障 害 者 ・ 65 歳 以 上 の 従 業 者		
合 計		
※	事業所等の名称	東事務所
非 課 税 の 内 訳		
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 3 項 第 26 号 該 当		
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当		
法 第 7 0 1 条 の 3 4 第 項 第 号 該 当		
障 害 者 ・ 歳 以 上 の 従 業 者		
合 計		
非 課 税 事 業 所 床 面 積 等 の 合 計		

マイナンバー制度の個人番号又は法人番号を記載してください。個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

算定期間	令和 7年 1月 1日から	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 7年 12月 31日まで	氏名又は名称	広島市倉庫株式会社			
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
事業所等の所在地		中区国泰寺町一丁目4番21号				
		資 産 割		従 業 者 割		
		非課税床面積⑦	非課税従業者数⑧	非課税従業者給与総額⑨		
		㎡	人	十億	百万	千円
		100 00				
			10	48 000 121		
		100 00	10	48 000 121		
事業所等の所在地		東区東蟹屋町9番38号				
		資 産 割		従 業 者 割		
		非課税床面積⑦	非課税従業者数⑧	非課税従業者給与総額⑨		
		㎡	人	十億	百万	千円
		40 00				
		40 00				
		140 00	10	48 000 121		

第四十四号様式

別表二

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を、該当項目ごとに記載してください。

算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を、該当項目ごとに記載してください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を、該当項目ごとにそれぞれ記載してください。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないでください。

(別表3) 課税標準の特例明細書

課税標準の特例明細書

この欄は、記載しないでください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項等を記載してください。  
課税標準の特例に係る法令条項等については、「第5章 課税標準の特例対象施設」(P.31~37)を参考にしてください。

期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積(㊦の控除割合による控除前の床面積)を、該当項目ごとにそれぞれ記載してください。  
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条の規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載してください。

※	事業所等の名称	西倉庫	
課税標準の特例内訳		資	
		課税標準の特例適用対象床面積 ㊦	
法第701条の41 第1項第14号該当		2,000	84 <sup>㎡</sup>
法第701条の41 第 項 第 号 該 当			
雇用改善助成対象者			
合 計			
※	事業所等の名称	南倉庫	
課税標準の特例内訳		資	
		課税標準の特例適用対象床面積 ㊦	
法第701条の41 第1項第14号該当		29,550	00 <sup>㎡</sup>
法第701条の41 第 項 第 号 該 当			
雇用改善助成対象者			
合 計			
控除事業所床面積の合計			

⑦に④の割合を乗じて得た  
控除事業所床面積を記載し  
てください。  
※1㎡の100分の1未満の  
端数切捨

マイナンバー制度の個人番号又  
は法人番号を記載してください。  
個人番号を記載する場合には、左  
側を1文字空けて記載してくだ  
さい。

算定期間中に支払われた従  
業者給与総額のうち課税標  
準の特例に係る給与等の額  
(④の控除割合による控除  
前の給与等の額)を、該当  
項目ごとにそれぞれ記載し  
てください。

⑤に④の割合を乗じて得た  
控除従業者給与総額を記載  
してください。  
※1円未満の端数切捨

課税標準の特例に係る該当  
項目ごとに、それぞれ適用  
される控除割合を記載して  
ください。

第四十四号様式

別表三

算定期間	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで		整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	氏名又は 名称 広島市倉庫株式会社		個人番号又は 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
事業所等の所在地		西区福島町二丁目2番1号				
産 割		従 業 者 割				
控除割 合 ④	控除事業所床面積 (⑦×④) ⑦	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ⑤	控除割 合 ④	控除従業者給与総額 (⑤×④) ⑥		
$\frac{3}{4}$	1,500.63	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
		20,000.757	$\frac{1}{2}$	10,000.378		
	1,500.63	20,000.757		10,000.378		
事業所等の所在地		南区皆実町一丁目5番44号				
産 割		従 業 者 割				
控除割 合 ④	控除事業所床面積 (⑦×④) ⑦	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ⑤	控除割 合 ④	控除従業者給与総額 (⑤×④) ⑥		
$\frac{3}{4}$	22,162.50	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円		
—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—		
			$\frac{1}{2}$			
	22,162.50					
	23,663.13	控除従業者給与総額の合計		10,000.378		

(別表4) 共用部分の計算書

共用部分の計算書

※	事業所等の名称	本社事務所	
<p>この欄は、記載しないでください。</p> <p>共用部分以外の部分（専用部分）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積を記載してください。</p> <p>①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（専用床面積）を記載してください。</p> <p>④の欄の床面積を記載してください。</p> <p>共用部分の延べ面積のうち、③の欄の床面積（非課税に係る共用床面積）以外の部分の床面積を記載してください。</p> <p>床面積は、1㎡の100分の1未満の端数切捨て</p>	専用部分の延べ面積	①	2,000.00
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	1,200.00
	非課税に係る共用床面積	③	
	③以外の共用床面積	④	400.00
	共用床面積の合計（③+④）	⑤	400.00
	事業所床面積となる共用床面積（④× $\frac{②}{①}$ ）	⑥	240.00
※	事業所等の名称		
	専用部分の延べ面積	①	
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	
	非課税に係る共用床面積	③	
	③以外の共用床面積	④	
	共用床面積の合計（③+④）	⑤	
	事業所床面積となる共用床面積（④× $\frac{②}{①}$ ）	⑥	

算定期間	令和 7年 1月 1日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 7年 12月 31日まで	氏名又は 名称	広島市倉庫株式会社				
	事業所等の所在地	中区国泰寺町一丁目4番21号					
③ の 内 訳		⑦					
消防設備等に係る共用床面積		⑦					
防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	⑧					
	2分の1が非課税となる共用床面積	⑨ (× 1/2)					
⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑩					
合 計 (⑦～⑩)		⑪					
事業所等の所在地		中区国泰寺町一丁目4番21号					
③ の 内 訳		⑦					
消防設備等に係る共用床面積		⑦					
防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	⑧					
	2分の1が非課税となる共用床面積	⑨ (× 1/2)					
⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑩					
合 計 (⑦～⑩)		⑪					

マイナンバー制度の個人番号又は法人番号を記載してください。個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

⑦、⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

共用部分の床面積（共用床面積）のうち、政令第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

共用床面積のうち、政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段、非常用エレベータ等に係る床面積を記載してください。

共用床面積のうち、政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

第四十四号様式  
別表四

# 《 事業所税修正申告書記載例 》

この欄は、記載しないでください。

受付印 令和 8年 2月 28日 (あて先) 広島市長		※処理事項	係
(フリガナ) 氏名又は名称 ヒロシマシソウコ 広島市倉庫株式会社	住所 本店	〒 730- 広島市	
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	又は		
(フリガナ) 法人の代表者氏名 ヒロシマ タロウ 広島 太郎	所在地 支店	〒	

マイナンバー制度の個人番号又は法人番号を記載してください。個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

別表1(事業所等明細書)の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの修正後の数値を記載してください。

令和 7 年 1 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日までの

別表2(非課税明細書)の⑦の合計(事業所等が2以上ある場合は、これらの合計としてください。)で③又は④に対応するそれぞれの修正後の数値を記載してください。

別表3(課税標準の特例明細書)の⑦の合計(事業所等が2以上ある場合は、これらの合計としてください。)で⑤又は⑥に対応するそれぞれの修正後の数値を記載してください。

事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	
資	非課税に係る	①に係る非課税床面積	③
	事業所床面積	②に係る非課税床面積	④
産	控除事業所	①に係る控除床面積	⑤
	床面積	②に係る控除床面積	⑥
	課税標準となる事業所	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{1.2}{1.2}$	⑦
	床面積	②に係る課税標準となる床面積	⑧
割	課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧)	⑨	
	資産割額 (⑨ × 600円)	⑩	
	既に納付の確定した資産割額	⑪	

〔「修正」と記載してください。〕

第四十四号様式

照 合	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認				
			申告年月日	年 月 日		
0042 中区国泰寺町一丁目4番21号		(電話 082-504-2093)		事業種目	倉庫業	
		(電話 )		資本金の額 又は 出資金の額	兆 十億 百万 千円 10,000	
				所轄税務署名	広島東 税務署	
事業年度又は課税期間の事業所税の修正 申告書			この申告に 応答する者 の氏名	(電話 082-504-2093) 広島 次郎		

別表1(事業所等明細書)の  
従業員給与総額⑫の修正後  
の合計を記載してください。

別表2(非課税明細書)の  
非課税従業員給与総額⑬の  
修正後の合計を記載してくだ  
さい。

別表3(課税標準の特例明細  
書)の控除従業員給与総額⑭  
の修正後の合計を記載して  
ください。

※100円未満の端数切捨て

		十億 百万 千 円	
3,440	84	従業員給与総額 ⑫	524,775,554
29,900	00	従業員 非課税に係る従業員給与総額 ⑬	48,000,121
100	00	業 控除従業員給与総額 ⑭	10,000,378
40	00	者 課税標準となる従業員給与 総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	466,775,000
1,500	63	割 従業員割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$ ) ⑯	1,166,937
22,162	50	既に納付の確定した従業員割額 ⑰	1,166,387
1,840	21	資産割額と従業員割額の合計額 (⑩+⑯) ⑱	4,226,400
3,258	95	既に納付の確定した事業所税額 (⑩+⑰) ⑲	4,105,600
5,099	16	この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱-⑲) ⑳	1208,00
3,059	496	備考	
2,939	292	関与税理 士 氏名	(電話 )

この修正申告の元となった  
申告書の⑩と⑯の額を記載  
して下さい。

受付印

# 事業所税に係る減免申請書

年 月 日

(あて先) 広島市長

申請者	氏名又は 名称	法人番号	
	住所又は 所在地	法人の代表者 氏名	(TEL ) 担当

地方税法第701条の57及び広島市市税条例第123条の12の規定に基づき、  
年 月 日から の 事業年度又 の事業所税について、  
年 月 日まで は課税期間  
次のとおり減免の申請をします。

減免理由.....  
.....  
.....  
.....  
..... (市税規則別表第4第 項第 号該当)

区 分		減免となる床面積及び 従業者給与総額 ①	減免を受けようとする 税額 ② (①×税率)
資産割	床面積	m <sup>2</sup>	円
従業者割	従業者 給与総額	000 円 (1,000 円未満切捨て)	円
合 計			00 円 (100 円未満切上げ)

減免の対象となる事業所等の所在地、床面積等の内訳及び減免が決定した際の還付先口座情報

(注意事項) 申請者が法人の場合は、「法人番号」の欄に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に定める法人番号(13桁)を記載してください。

この申請書は、裏面の「添付していただきたい書類」と併せて提出してください。

## 事業所税の減免対象施設等

減免申請書には、下表の『添付する書類』の欄の例示を参考に、申請事由を証する書類を添付してください。

区分	市税規則別表第4		対象となる施設等	減免割合		添付する書類(例示)
	項	号		資産割	従業者割	
学術められる振興等に寄与するものと	1	1	教科書の出版の事業の用に供する施設	1/2	1/2	●出版物の販売事業に係る総売上金額を証する書類 ●教科書の出版に係る売上金額を証する書類 ●施設が明らかになる平面図 ●従事する従業者数及びこれらの者に係る従業者給与総額を証する書類
		2	演劇興行の用に供する施設	1/2		●年間の上演日数、国や地方公共団体から助成を受けている芸能等並びにチャリティショーの上演日数が明らかになる書類 ●定員制をとっていることを証する書類 ●劇場等の平面図
		3	指定自動車教習所	1/2	1/2	●広島県公安委員会発行の指定書の写 ●建物配置図及び平面図
		4	生徒・児童等の旅行の用に供するバス事業に係る施設	※1	※1	●中国運輸局発行の一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写 ●乗務記録又は総走行キロ数及び生徒等のための旅行に係る総走行キロ数が明らかになる書類 ●事務所と事務所以外の施設の区分が明らかになる建物配置図及び平面図 ●事務所以外の施設に係る従業者数及び給与総額が明らかになる書類 ●減免の対象となる事業以外の事業を併せて行っている場合は、その事業と減免対象事業との区分を明らかにする平面図及び減免以外の事業に係る従業者数並びに給与総額がわかる書類
中必要企業が業対等認め産振興施設策上特に配慮の	2	1	酒類の保管のための倉庫	1/2		●所轄税務署長発行の酒類販売の免許書の写又は証明書 ●酒類の保管の用に供されている床面積が明らかになる建物配置図及び平面図
		2	タクシー事業の用に供する施設	全部	全部	●中国運輸局に届け出た各営業所の届出書の写 ●タクシー事業に係る施設及び事務所等が明らかになる建物配置図及び平面図 ●タクシー業務の用に供する施設に係る従業者数及び給与総額が明らかになる書類
		3	農林中央金庫	全部	全部	●農林中央金庫の定款 ●本来の事業の用に供する施設を明らかにする平面図 ●従業者数及び給与総額が明らかになる書類
		4	農林水産業者の共同利用施設	全部	全部	●組合員の共同利用の用に供する施設を明らかにする平面図 ●従業者数及び給与総額が明らかになる書類
		5	果実飲料又は炭酸飲料の保管倉庫	1/2		●日本農林規格に適合する果実飲料又は炭酸飲料を製造していることを証する書類(農林水産大臣発行の承認証又は認定証の写し、登録格付機関発行の検査結果の通知書) ●果実飲料等の保管の用に供する倉庫等の床面積を明らかにする平面図
		6	倉庫業者の倉庫又は一般港湾運送事業及び港湾荷役事業の用に供する上屋	全部	全部	●倉庫業、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業に係る登録証等の写 ●中国運輸局に届け出た倉庫等の設置届出書の写 ●施設が明らかになる配置図及び平面図 ●従業者数及び給与総額が明らかになる書類
その必要事業とする目的及び営業の形態上特別の配慮	3	1	ビルの室内清掃及び設備管理等に従事する者		全部	●ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行っていることを証する書類(広島労働局へ提出する「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」の写) ●ビルの室内清掃、設備管理等の事業に直接従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
		2	列車内食堂等に従事する者		1/2	●鉄道業者、軌道経営者との契約で、列車内で食堂等を営んでいることを証する書類 ●列車内食堂や売店事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類
		3	古紙の回収事業用施設	1/2		●古紙の回収、販売業者であることを証する書類(定款の写等) ●古紙の回収、販売の用に供する施設が明らかになる平面図
		4	家具の保管庫	1/2		●家具の製造又は販売の事業を専ら行う者であることを証する書類(定款の写、当該事業に係る売上金額及び総売上金額を証する書類等) ●家具の保管の用に供する部分が明らかになる平面図
		5	コンテナ貨物の荷さばき施設	1/2		●外国貿易のためのコンテナ貨物であることが明らかになる書類 ●荷さばきの用に供する施設が明らかになる平面図 ●賃貸契約書
		6	ねん糸等の原材料、製品の保管施設	1/2		●中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当することが明らかになる書類 ●ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にとっては、専業であることが明らかになる書類 ●原材料等の保管部分が明らかになる平面図
		7	つけものの製造施設	3/4		●施設の床面積が明らかになる平面図
休止施設			課税標準の算定期間中継続して6月以上休止しているもの	※2		●休止施設の床面積が明らかになる平面図 ●新たに休止施設となった場合は、その時期が明らかになる書類
吸収合併法人に係る資産割重複分			吸収合併の日が属する算定期間の合併法人に係る事業所税の資産割の算定対象となる事業所等で、吸収合併の日の前日までを算定期間とする被合併法人に係る事業所等と同一の敷地内に所在する事業所等です。添付する書類についてなど詳しくは、法人課税係へご相談ください。			

※1 バス事業に係る減免割合 ⇒  $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{(\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}) \times 2}$

※2 休止施設の減免割合 ⇒  $\frac{\text{休止期間の月数(休止した日の属する月の翌月から算定期間の末日)}}{12}$

# み な し 共 同 事 業 に 係 る 明 細 書

年 月 日

判定対象者	氏名又は住所 住所又は所在地 I 事業所のうち みなし共同事業に係る 事業所の所在地	名称又は所在地	資産割				従業者割			通知書番号 事業年度 Iの ビル名等	
			(ア) 事業所床面積 ㎡	(イ) 非課税床面積 ㎡	(ウ) (ア)-(イ) 差引床面積 ㎡	(A) 従業者数 人	(B) 非課税人員 人	(C) (A)-(B) 差引人員 人	(注1)		
									(1)		(2)
対象者	区分										
①	上記 I 以外の事業所の状況										
②	上記 I に係る事業所の状況										
③	(第 号該当)										
④	(第 号該当)										
⑤	(第 号該当)										
⑥	(第 号該当)										
⑦	(第 号該当)										
⑧	(第 号該当)										
⑨	(第 号該当)										
合計										⑩(1)~(9)の計 人	
免税点判定										課税・免税 ※合計が100人を超えると課税	

注1) 判定対象者の状況について、申告書別表1(事業所明細)及び別表2(非課税明細)より転記してください。  
 注2) 判定対象者の免税点判定に関係する者の状況を記入してください。(関係については、裏面を参照してください。)

## 特殊関係者の区分

### 【判定対象者の親族その他の特殊の関係のある個人】

- 1号該当 ⇒ 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 2号該当 ⇒ 前記1号以外の判定対象者の親族（配偶者・六親等内の血族・三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 3号該当 ⇒ 前記1号及び2号以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 4号該当 ⇒ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（前記1号及び2号に掲げる者を除く）及びその者と前記1号から3号のうちいずれかにかに該当する関係がある個人
- 5号該当 ⇒ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前記1号から4号のうちいずれかにかに該当する関係がある個人

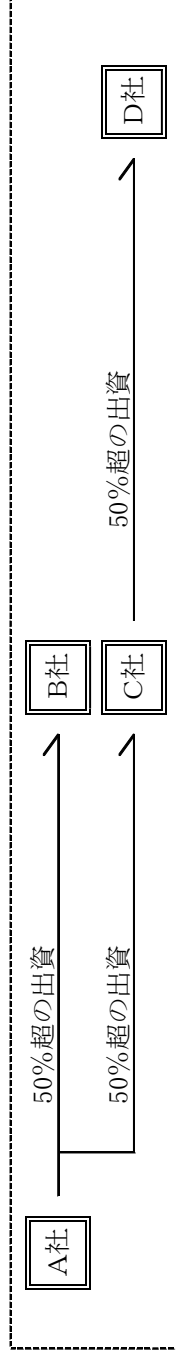
### 【同族会社】

- 6号該当 ⇒ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社  
下図において、判定対象者がA社の場合  
→ A社の特殊関係者は、B社及びC社となる。
- 7号該当 ⇒ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記1号から4号に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社に該当する他の会社）

下図において、判定対象者がB社の場合  
→ B社の特殊関係者は、C社及びD社となる。

下図において、判定対象者がC社の場合  
→ C社の特殊関係者は、B社及びD社となる。

※ なお、下図において、D社は特殊関係者を有しません。



《みなし共同事業に係る明細書 記載例》

みなし共同事業による免税点判定を行った場合の事業所税申告書に添付する明細書です。

- 事業所税の申告者：広島市倉庫株式会社
  - みなし共同事業に係る事業所：広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 A株式会社本社ビル
- ※この家屋での、特殊関係者の入居状況

名称	専用床面積	共用床面積	事業所床面積 (うち非課税床面積)	従業者数 (うち非課税)	
広島市倉庫株式会社	1,200.00㎡	240.00㎡	1,440.00㎡ (100.00㎡)	60人 (10人)	
A株式会社	400.00㎡	80.00㎡	480.00㎡ ( - )	20人 ( - )	広島市倉庫株式会社の子会社(50%超の出資)
B株式会社	200.00㎡	40.00㎡	240.00㎡ ( - )	5人 ( - )	※広島市の事業所は、この1か所のみ
C株式会社	200.00㎡	40.00㎡	240.00㎡ ( - )	3人 ( - )	A株式会社の100%子会社 ※広島市内の事業所は、この1か所のみ

- 広島市倉庫株式会社の事業所の状況
- ※東事務所は、期末時点では閉鎖済みのため記載しない。

事業所名称・所在地	事業所床面積 (うち非課税床面積)	従業者数 (うち非課税)	
本社事務所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	1,440.00㎡ (100.00㎡)	60人 (10人)	みなし共同事業 該当
西倉庫 広島市西区福島町二丁目2番1号	2,000.84㎡ ( - )	30人 ( - )	みなし共同事業 非該当
南倉庫 広島市南区皆実町一丁目5番44号	29,550.00㎡ ( - )	40人 ( - )	みなし共同事業 非該当

よって、広島市倉庫株式会社の判定においては、50%超の出資先であるA株式会社及びB株式会社が特殊関係者(第6号該当)となります。

(参考)なお、この事例における、広島市倉庫株式会社以外の法人の判定は次のとおりです。

判定対象者	特殊関係者
A株式会社	同じ親を持つB株式会社(第7号該当)及び自らが100%出資するC株式会社(第6号該当)
B株式会社	同じ親を持つA株式会社(第7号該当)及びA株式会社が100%出資するC株式会社(第7号該当)
C株式会社	なし

みなし共同事業に係る明細書

令和 8 年 2 月 28 日

判定対象者	氏名又は名称	広島市倉庫株式会社			通知書番号		
	住所又は所在地	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号			事業年度	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	
区分	事業所のうち みなし共同事業に係る 事業所等の所在地	同上			Iの ビル名等	A株式会社本社ビル	
		資 産 割			従 業 者 割		
対象者定	① 上記I以外の事業所の状況	(ア) 事業所床面積	(イ) 非課税床面積	(ウ)=(ア)-(イ) 差引床面積	(A) 従業者数	(B) 非課税人員	(C)=(A)-(B) 差引人員
		㎡	㎡	㎡	人	人	人
特殊関係者の名称等	② 上記Iに係る事業所の状況	31,550.84	0.0	31,550.84	70	0	70
	③ A株式会社 (第6号該当)	480.0	0.0	480.0	20	0	20
	④ B株式会社 (第6号該当)	240.0	0.0	240.0	5	0	5
	⑤ (第 号該当)						
	⑥ (第 号該当)						
	⑦ (第 号該当)						
	⑧ (第 号該当)						
	⑨ (第 号該当)						
	合計			10(①~⑨のウの計)	33,610.84	11(①~⑨のCの計)	145
免税点判定		資産割 ※合計が1,000㎡を超えると課税		課税・免税	従業者割 ※合計が100人を超えると課税		課税・免税

注1) 判定対象者の状況について、申告書別表1(事業所明細)及び別表2(非課税明細)より転記してください。  
 注2) 判定対象者の免税点判定に係る者の状況を記入してください。(関係については、裏面を参照してください。)



# 事業所用家屋の貸付申告書

年 月 日

(あて先) 広島市長

申告者※	住所又は所在地		法人番号
	(フリガナ) 氏名又は法人名称		この申告書について 応答する者の氏名
	(フリガナ) 代表者氏名 法人の場合のみ記入		

※家屋所有者以外の方が当該申告を行う場合は、下表の備考欄に家屋所有者の住所・氏名を記載してください。

地方税法第701条の52第2項及び広島市市税条例第123条の10の規定に基づき、申告します。

貸し付けた事業所用家屋の概要	所在地							
	建物の名称							
	家屋の延べ床面積 (塔屋がある場合は、塔屋を含む) ①			m <sup>2</sup>	消防設備等に係る共用床面積 ①			m <sup>2</sup>
	専用の 部分の 延べ 床面積	事業所用の専用床面積 ②			④ の 内 訳	全部が非課税となる 共用床面積 ①		
		居住用の専用床面積 ③				2分の1が非課税となる 共用床面積 ②	(×1/2)	
	共用の 部分の 延べ 床面積	非課税に係る共用床面積 ④			③ 以外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積	①～②以外の非課税に 係る共用床面積 ③		
④以外の共用床面積 ⑤				合計 (①～③の計) ④				
貸付状況	<input type="checkbox"/> 貸付状況明細書のとおり( 枚添付) <input type="checkbox"/> 別紙のとおり( 枚添付)							
備考								

(注意事項)

- この申告書は、貸付け等の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに提出してください。  
(当該期日を経過している場合は、速やかに提出してください。)
- 申告者が法人の場合は、「法人番号」の欄に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に定める法人番号(13桁)を記載してください。
- 別紙の「貸付状況明細書」に必要事項を記入の上、併せて提出してください。  
(貸付状況明細書に代えて、同様の内容を記載した書類を提出いただくことも可能です。)

広島市使用欄	
家屋整理番号	入力済
	✓

# 貸付状況明細書

貸付状況明細書		建物の名称							
階 又は 室番号	使用者の住所又は本店所在地	専用床面積		共用部分の 按分による 床面積		計		区分	年 月 日
	使用者の氏名又は名称 (屋号又は用途)								
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 貸付	. .
								<input type="checkbox"/> 異動	. .
								<input type="checkbox"/> 解約	. .
合 計			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	/	

(注意事項)

- 1 区分欄は、新規貸付の場合は「貸付」、貸付面積等に変更があった場合は「異動」、解約された場合は「解約」の「□」にチェックの上、各事実の生じた年月日を記入してください。
- 2 使用者の氏名又は名称の欄は、空室の場合は「空室」と、自ら使用されている場合は「自己使用」と記入してください。
- 3 床面積は、1m<sup>2</sup>の100分の1未満の端数切捨。

# 事業所用家屋の貸付申告書記載例

- この申告書は、事業所用家屋ごとに作成してください。
- 専用部分及び共用部分の合計(②～⑤の計)と、家屋の延べ床面積①は、同じ面積になります。過不足のないよう、記入してください。
- 床面積については、1㎡の100分の1未満の端数を切り捨ててください。



## 事業所用家屋の貸付申告書

令和 8 年 1 月 31 日

(あて先) 広島市長

<b>申告者※</b>	住所又は所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	法人番号	12345xxxxxxx
	(フリガナ) 氏名又は法人名称	ヒロシマシカブシキガイシャ 広島市株式会社	この申告書について 応答する者の氏名	
	(フリガナ) 代表者氏名 法人の場合のみ記入	ヒロシマ タロウ 広島 太郎	広島 次郎 (TEL082-504-2093)	

※家屋所有者以外の方が当該申告を行う場合は、下表の備考欄に家屋所有者の住所・氏名を記載してください。

地方税法第701条の52第2項及び広島市市税条例第123条の10の規定に基づき、申告します。

事業所用家屋に名称がある場合は、その名称を記入してください。

<b>貸し付けた事業所用家屋の概要</b>	所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		
	建物の名称	広島市株式会社ビル		

家屋の延べ床面積を記入してください。ビル等で塔屋がある場合は、登記の有無に関わらず塔屋の面積も含めてください。

<b>貸付状況</b>	家屋の延べ床面積 (塔屋がある場合は、塔屋を含む) ①	3,12000	㎡	消防設備等に係る共用床面積 (ア)		㎡
	専用部分の延べ床面積	事業所用の専用床面積 ②	2,00000	④	防火に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積 (イ)
	共用部分の延べ床面積	居住用の専用床面積 ③	80000	内		2分の1が非課税となる共用床面積 (ウ) (×1/2)
		非課税に係る共用床面積 ④		課		(ア～ウ)以外の非課税に係る共用床面積 (エ)
		④以外の共用床面積 ⑤	32000		合計 ((ア)～(エ)の計) (オ)	

共用床面積のうち、非課税となる部分の床面積を記入してください。(右のオ欄の面積)

共用床面積のうち、④を除いた床面積を記入してください。

添付いただいた状況を記入してください。

貸付状況  貸付状況明細書のとおり( 枚添付)  別紙のとおり( 枚添付)

備考

- (注意事項)
- この申告書は、貸付け等の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに提出してください。(当該期日を経過している場合は、速やかに提出してください。)
  - 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に定める法人番号(13桁)を記載してください。
  - 別紙の「貸付状況明細書」に必要事項を記入の上、併せて提出してください。(貸付状況明細書に代えて、同様の内容を記載した書類を提出いただくことも可能です。)

広島市使用欄	
家屋整理番号	入力済

マイナンバー制度の法人番号を記載してください。個人番号は記載する必要はありません。

この申告書について、問い合わせをさせていただきますので、応答される方を記入してください。

特定防火対象物である場合に、消防用設備等に係る床面積を記入してください。

防災に関する設備等のうち、全部非課税に該当する床面積を記入してください。

防災に関する設備等のうち、2分の1非課税に該当する床面積の2分の1に相当する面積を記入してください。

消防・防災用設備等以外の非課税施設(使用者が共同で使用する従業員のための福利厚生施設等)があれば、その床面積を記入してください。

この欄は、記入しないでください。



広島市ホームページで事業所税関係の様式を提供しています（お知らせ）

広島市ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）で、

- (1) 『情報をさがす』のページ番号入力欄に『1019095』と入力し、『検索』をクリック。  
（または『事業者向け情報』タブ>『税金』>『事業所税』>『事業所税関係申告書等様式』よりアクセス）
- (2) 『事業所税関係申告書等様式』のページが表示されます。  
各様式の名称をクリックすると、ダウンロード（又は印刷）ができます。

\*注意\* 印刷する際は、A4の白紙をご使用ください。  
感熱紙や裏紙などに印刷されたものは、お使いいただけません。ご注意ください。

事業所税の手引は、事業所税の概要をまとめたものであり、  
取扱い等の詳細について掲載しきれないものもありますので、  
ご不明な点がありましたら、下記へお問合せください。

### 事業所税申告書等の 問合せ先及び提出先

広島市役所財政局税務部  
— 市民税課 法人課税係 —

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
(市役所本庁舎8階)

TEL (082)504-2093

E-mail [shiminzei@city.hiroshima.lg.jp](mailto:shiminzei@city.hiroshima.lg.jp)

